

ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する 検討会報告書

平成21年11月

国土交通省自動車交通局

ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会メンバー

(敬称略)

○委員

- | | |
|-------|----------------------------------------|
| 杉山 雅洋 | 早稲田大学商学部教授 |
| 森 美樹 | 弁護士 |
| 佐藤 美恵 | 宇都宮大学大学院工学研究科知能情報研究部門
情報システム科学専攻准教授 |
| 岩貞るみこ | モータージャーナリスト |
| 塚田 由紀 | (独)交通安全環境研究所交通システム研究領域主任研究員 |
| 鳥塚 俊洋 | (株)JAFMATE社編集長 |
| 吉村 幸晴 | (財)全日本交通安全協会常務理事 |
| 平川 敏幸 | (社)全国自動車標板協議会専務理事 |

○専門委員

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 滝澤 政明 | 自動車用品小売業協会常務理事 |
| 林田 盛人 | (社)日本自動車工業会技術管理部会大型車分科会分科会長 |
| 伊藤 洋一 | (社)日本自動車車体工業会バン部会技術委員会副委員長 |

○オブザーバー

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 西本 俊幸
(岩田 剛和 | 軽自動車検査協会業務部長
同 上) |
| 三上 哲史 | 自動車検査独立行政法人企画部長 |

○ 検討会開催状況等

- 平成20年 2月 4日 第1回検討会
- ・ 現行法令の整理（ナンバープレート等の表示義務等）
 - ・ (社)全国自動車標板協議会の調査結果
 - ・ アンケート調査結果
 - ・ ナンバープレートカバーの耐候性試験・視認性調査方法
- 平成20年 2月 29日 ナンバープレートカバー耐候性試験終了
- 平成20年 3月 17日 第2回検討会
- ・ ナンバープレートカバーの耐候性試験結果
 - ・ 大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付位置
- 平成20年 6月 4日 ナンバープレートカバー視認性試験
- 平成20年 7月 10日 第3回検討会
- ・ ナンバープレートカバーの視認性実験結果
 - ・ ナンバープレートメーカーヒアリング
 - ・ 大型貨物自動車の後部ナンバープレート視認性実験方法
- 平成21年 2月 10日 大型貨物自動車の後部ナンバープレート視認性試験
- 平成21年 3月 24日 第4回検討会（意見集約）
- ・ ナンバープレートカバーの法的規制の方向性
 - ・ 大型貨物自動車の後部ナンバープレート視認性実験結果
 - ・ 大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付位置基準案
- 平成21年 7月 10日 国土交通省パブリックコメント開始（プレス発表）
- 平成21年 8月 8日 国土交通省パブリックコメント終了
- 平成21年 11月 26日 第5回検討会（最終審議）
- ・ 報告書について
 - ・ パブリックコメントの募集結果について
 - ・ 規制案・基準案について
 - ・ 適用時期等について

「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」

ナンバープレートカバー

国交省に対して、ナンバープレートカバーの装着により、ナンバー表示が読みにくいとの苦情が寄せられている。

平成19年7月
インターネットを利用したアンケート調査を実施した結果、約千名中の9割が何らかの規制が必要であると考えていることが判明。

大型貨物自動車後部ナンバープレート

国交省に対して、大型貨物自動車の後部ナンバープレートがバンパーの陰に隠れて確認しにくいとの苦情が寄せられている。

平成20年2月
「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」を設置
◎委員長(杉山雅洋 早大商学部教授)

ナンバープレートカバーの視認性試験を実施するとともに法的規制のあり方について検討

大型貨物自動車の後部ナンバープレートの視認性試験を実施するとともに取付基準について検討

全面禁止が望ましい

取付基準案を作成

平成21年7月、検討会で集約された意見についてパブリックコメントの実施

パブコメ結果を検討会にフィードバックし、最終結論を得る

省令案の作成

告示案の作成

省令案・告示案について再びパブリックコメントを実施

法令審査等

公布・施行

目 次

◎現状の整理

1. 検討会設置の背景と目的 1
2. ナンバープレートの表示及び視認性についての法的整理 1
3. 大型貨物自動車の後部ナンバープレートの視認性について（参考） 6

◎ナンバープレートカバーの法的規制のあり方についての検討

1. （社）全国自動車標板協議会における調査について（平成18年3月） 7
2. 国土交通省が実施したアンケート調査について（平成19年7月） 10
3. ナンバープレートの塗装と汚れについて（メーカーヒアリング） 14
4. ナンバープレートカバーの耐候性試験及びナンバープレートの視認性調査について 16
5. ナンバープレートカバーの耐候性試験結果概要 17
6. ナンバープレートカバー付きナンバープレートの視認性調査結果概要 18
7. 法的規制に係るパブリックコメントの募集について 20
8. パブリックコメントの募集結果について（集計結果） 22
9. パブリックコメントの募集結果について（主な意見に対する考え方） 22
10. 結 論 25

◎大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付基準についての検討

1. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置についての検討【資料1～3】 26
2. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準策定のための視認性試験について 29
3. 大型貨物自動車の後部ナンバープレートの視認性試験の様相 30
4. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準策定のための視認性試験結果概要 31
5. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置基準案の検討 35
6. 取付基準の対象となる大型貨物自動車の例【資料4】 37
7. 後部ナンバープレートの取付基準の検証（後部ナンバープレートを荷台と突入防止装置の間隙に取り付けられる場合・取り付けられない場合のイメージ）【資料5】 38
8. 取付基準案に係るパブリックコメントの募集について 39
9. パブリックコメントの募集結果について（集計結果） 42
10. パブリックコメントの募集結果について（主な意見に対する考え方） 42
11. 結 論 44

◎現状の整理

1. 検討会設置の背景と目的

ナンバープレートは、外見上から自動車を特定することができる唯一の標識として、自動車の所有権の公証及び行政目的（環境保全、徴税、交通取り締まり、自動車による犯罪の抑止など）に重要な役割を担っていることから、道路運送車両法においては「ナンバープレートを見やすいように表示」することを求めている。

近年、ナンバープレートに装着する樹脂製のカバーが市販され、これを装着した自動車が多く見られるようになったが、このカバーについては、国民から「ひき逃げなどがあっても、ナンバーの表示が読みにくい。」「車を使った犯罪を助長するのではないか。」などの意見が国土交通省に多く寄せられていることから、平成19年7月にインターネットを利用したアンケート調査を実施したところ、回答者1,069名のうち93%の方がナンバープレートカバーについて何らかの規制が必要であると考えていることが判明した。

また、大型貨物自動車の後部ナンバープレートについても、バンパーの陰に隠れ、表示内容が確認しにくいとの意見、苦情が寄せられていた。

これらは、何れもナンバープレートの視認性の保持に関わる問題であることから、平成20年2月に有識者による「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」を設置し、ナンバープレートカバーを装着したナンバープレート及び大型貨物自動車の後部に取り付けられているナンバープレートの視認性について現状を把握し、ナンバープレートカバーの法的規制のあり方及び大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付位置の基準について検討を行い、その具現化を図るものである。

2. ナンバープレートの表示及び視認性についての法的整理

道路運送車両法により、自動車はナンバープレート（登録自動車は自動車登録番号標、軽自動車は車両番号標）やその番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならないと規定され、違反者には罰則が適用されることとなっている。

ナンバープレートの「取付け位置」や「表示方法」は、同法施行規則により規定している。

また、「表示内容の視認性の基準」については、通達で定めているが、これは、ナンバープレート単体の基準として、ナンバープレート製作の際の目安となるもので、個別の自動車毎に装着した際の基準となるものではない。

なお、多くの都道府県公安委員会規則（道路交通法第71条第6号の規定による「運転者の遵守事項」）においては、ナンバープレートに赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、または付着させて運転してはならないと定められている。

法令上、ナンバープレートやその番号が見やすいように表示されていないまま運行すれば罰則の対象となるが、ナンバープレートカバーのように透明で番号が透けて見えるようなものが装着されている場合やナンバープレートが傾いていたり、バンパーの陰に入っ見えにくい場合があっても、具体的な規定や基準がないと、現実の取り締まりは厳しい場合があるものと考えられる。

なお、大型貨物自動車の後部ナンバープレートが見えにくいところに取り付けられる事情としては、大型貨物自動車は、ユーザーの使用形態によって必要とする荷台が異なることから、自動車メーカーは荷台を装着せずに出荷し、架装メーカーによって、平ボディと呼ばれる通常の荷台やアルミボディ、冷蔵ボディなどが架装され、その後にナンバープレートが取り付けられるという手順により行われているという実状がある。

後部のナンバープレートを取り付けるための取付ステーそのものは、自動車メーカーによってフレーム後部に取り付けられるが、特に低床で、後部に追突車のもぐり込みを防止する突入防止装置の装着が義務づけられている大型貨物自動車は、取付ステーの十分な取り付けスペースが確保できないなかで、荷台と突入防止装置との間にナンバープレートが押し込まれるように取り付けられているケースが見受けられる（3.「大型貨物自動車の後部ナンバープレートの視認性について」参照）。

○法令の規定

【道路運送車両法】

（自動車登録番号標等の表示の義務）

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

（車両番号標の表示の義務等）

第七十三条 検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車は、国土交通省令で定める位置に第六十条第一項後段の規定により指定を受けた車両番号を記載した車両番号標を表示し、かつ、その車両番号を見やすいように表示しなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第三十四条から第三十六条の二までの規定は、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車について準用する。この場合において、第三十四条第一項及び第三十六条の二第一項中「第十九条」とあるのは「第七十三条第一項」と読み替える。

（検査対象外軽自動車の使用の届出等）

第九十七条の三 検査対象外軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2 第七十三条第一項の規定は、検査対象外軽自動車について準用する。

3 前項において準用する第七十三条第一項の規定により検査対象外軽自動車に表示する車両番号標に関する事項は、国土交通省令で定める。

（罰則）

第百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第三項若しくは第五項、第十九条、第二十条第四項、第十四条の二第四項、第六十三条第六項、第七十三条第一項（第九十七条の三第二項において準

用する場合を含む。)又は第九十八条第三項の規定に違反した者

【道路運送車両法施行規則】(国土交通省令)

(自動車登録番号標等の取付け位置)

第七条 法第十一条第一項(同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)及び第五項並びに法第二十条第四項の規定による自動車自動車登録番号標の取付けは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

(自動車登録番号標等の表示)

第八条の二 法第十九条の規定による自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号の表示は、自動車の運行中自動車登録番号が判読できるように、自動車登録番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示位置)

第四十三条の七 法第七十三条第一項の国土交通省令で定める位置は、次のとおりとする。

- 一 三輪の検査対象軽自動車若しくは被けん引自動車である検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車にあつては、その後面の見やすい位置
- 二 前号に掲げる検査対象軽自動車以外の検査対象軽自動車にあつては、その前面及び後面の見やすい位置

(検査対象外軽自動車の車両番号標の表示位置)

第六十三条の八 法第九十七条の三第二項において準用する法第七十三条第一項の国土交通省令で定める位置は、検査対象外軽自動車の後面の見やすい位置とする。

○自動車登録番号標等の品質について(視認性、汚染性、耐衝撃性等の基準)

【道路運送車両法及び関係政省令の一部改正に伴う登録業務及び軽自動車の届出関係業務の取扱いについて(昭和38年10月3日付け自管第76号)】(通達)(抄)

(視認性)

番号標の視認性が、次の基準に適合していること。

- (イ) 照度が一様に200ルクス程度の場所で、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に保持した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。
- (ロ) 暗夜又は暗室内において、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に垂直に保持し、番号標板面における照度を10ルクスに照明した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位

置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。

(注) 視認性は、3人以上(奇数)の視力の正常な観察者によって確認すること。

(汚染性)

番号標の汚染性が、次の基準に適合していること。

- (イ) 番号標の表面に附着したごみ、ほこり、油等を拭き取って、これを平らな板の上に固定し、板面の文字等の部分及びそれ以外の部分についてそれぞれ任意の箇所3箇所以上を、綿ネルを巻き付けた人差指の腹で急速に擦った場合において、塗膜のはげ落ちによって綿ネルが塗膜の色で汚れないこと。
- (ロ) 番号標の表面に附着したごみ、ほこり、油等を拭き取って、板面の文字等の部分及びそれ以外の部分についてそれぞれ任意の箇所3箇所以上にトノコ泥を塗布し、30分放置した後、これを綿ネルで拭き取った場合において、当該部分にしみ等の汚れを生じないこと。

(耐衝撃性)

番号標の耐衝撃性が、次の基準に適合していること。

番号標の塗装面を上にして定盤の上に固定し、先端に鋼球(300グラム)を装着した錘を高さ50センチメートルの位置から、板面の平面の部分について、任意の箇所5箇所以上に落下させた場合において、塗膜に割れ又ははがれが生じないこと。

(耐塩水性)

番号標の耐塩水性が、次の基準に適合していること。

番号標を摂氏約20度、濃度3パーセントの食塩水の中に縦長に下の番号標取付孔の深さまで浸し、96時間放置した後これを取り出して水洗いし、室内に1時間垂直状態に放置したときにおいて、塗膜にしわ、割れ、ふくれ又ははがれがなく、塗膜のつや又は色に著しい変化がなく、さびを生じないこと。

(耐揮発油性)

番号標の耐揮発油性が、次の基準に適合していること。

番号標を摂氏約20度の試験用揮発油(自動車用ガソリン)の中に50ミリメートルの深さまで浸し、30分放置した後これを取り出し、室内に1時間垂直状態に放置したときにおいて、塗膜にしわ、割れ、ふくれ、又ははがれがなく、塗膜のつや、色、粘着性又はかたさに著しい変化がないこと。

(注) 粘着性及び固さの変化は、番号標の上にガーゼを置き底面にビスコース・スポンジ又は塩化ビニールスポンジを接着した錘を載せ、一時間静置した後、ガーゼを塗面から引き離し、塗面とガーゼとの粘着の程度及び塗面についた布目の跡によってみること。

○参考

【道路交通法】

(運転者の遵守事項)

第七十一条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(罰則)

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

九 第七十一条(運転者の遵守事項)第一号、第四号から第五号まで、第五号の三、第五号の四若しくは第六号、(中略)の規定に違反した者

※ 都道府県公安委員会規則においては、ナンバープレートに赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、または付着させて運転してはならないと定められている(現在、44都道府県で制定)。

【東京都道路交通規則】の例

(運転者の遵守事項)

第8条 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(13) 道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車(原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。)又は大型特殊自動車を運転しないこと。

【参考】

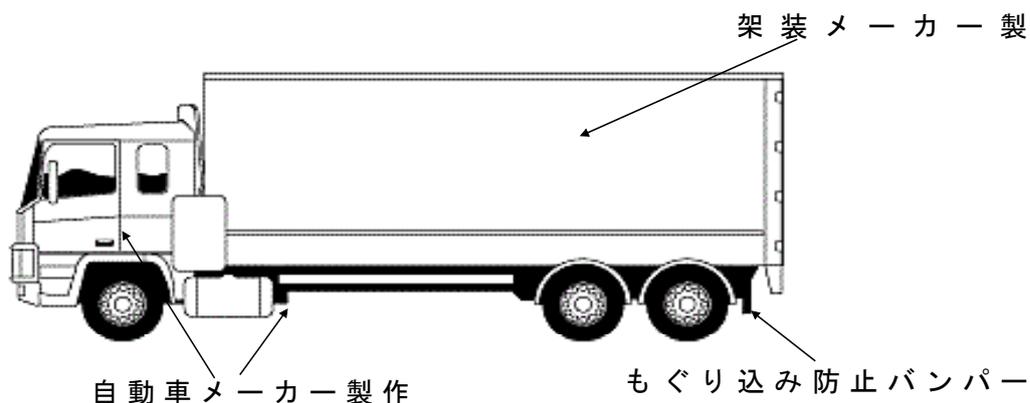
ナンバープレート種別	自動車の種別	交付の根拠	表示義務	取付位置、表示方法を定める省令
自動車登録番号標	【登録自動車】 普通自動車、 小型自動車 (二輪を除く)、 大型特殊自動車	道路運送車両法 第11条第1項	道路運送車両法 第19条第1項	[取付位置] 道路運送車両法施行 規則第7条 [表示方法] 道路運送車両法施行 規則第8条の2
車両番号標	【検査対象自動車】 二輪小型自動車 軽自動車	道路運送車両法 第60条第1項 (番号指定のみ)	道路運送車両法 第73条第1項	道路運送車両法施行 規則 第43条の7
	【検査対象外軽自動車】 軽二輪自動車	道路運送車両法 第97条の3第1項 (番号指定のみ)	道路運送車両法 第97条の3第2項 (73条第1項を準用)	道路運送車両法施行 規則 第63条の8
原動機付自転車 番号標	原動機付自転車	地方税法第446 条第3項	市町村税条例等	—

3. 大型貨物自動車の後部ナンバープレートの視認性について（参考）

大型貨物自動車は、ユーザーの使用形態によって必要とする荷台が異なることから、自動車メーカーは荷台を装着せずに出荷し、架装メーカーによって、平ボディと呼ばれる通常の荷台やアルミボディ、冷蔵ボディなどが架装される。

後部ナンバープレート取付ステーは、自動車メーカーによってフレーム後部に取り付けられるが、後部のもぐり込み防止バンパー、パワーゲートなどを装着することにより、もともと取付られているステーにナンバープレートを表示した場合、後部から表示内容が十分確認できない場合が生ずる。

なお、ナンバープレート取付ステーには保安基準上の規制は設けられていない。



後部ナンバープレート表示が見にくい実例



いずれの例も、もぐり込み防止バンパーとアルミボディにより、後部ナンバープレートの表示が見えにくくなっている。（番号はプライバシー保護のため「ぼかし処理」しています。）

◎ナンバープレートカバーの法的規制のあり方についての検討

1. (社)全国自動車標板協議会における調査について（平成18年3月）

自動車ナンバープレート関係の団体である(社)全国自動車標板協議会（全標協）においても、ナンバープレートカバー装着自動車に対する国民の対策要望があることを受けて、ナンバープレートカバー対策の必要性を判断するための基礎データ収集を目的とした調査を行い、平成18年3月に取りまとめている。

当該調査報告書における提言では、「実測調査により、着色の有無や濃淡に依らず、カバー装着は視認性阻害要因となることを確認できた。（途中省略）カバー装着に関する一般的な法的対策の必要性は高い。今後、カバー対策の制度化について具体的な検討を進めていく必要がある。」としている。

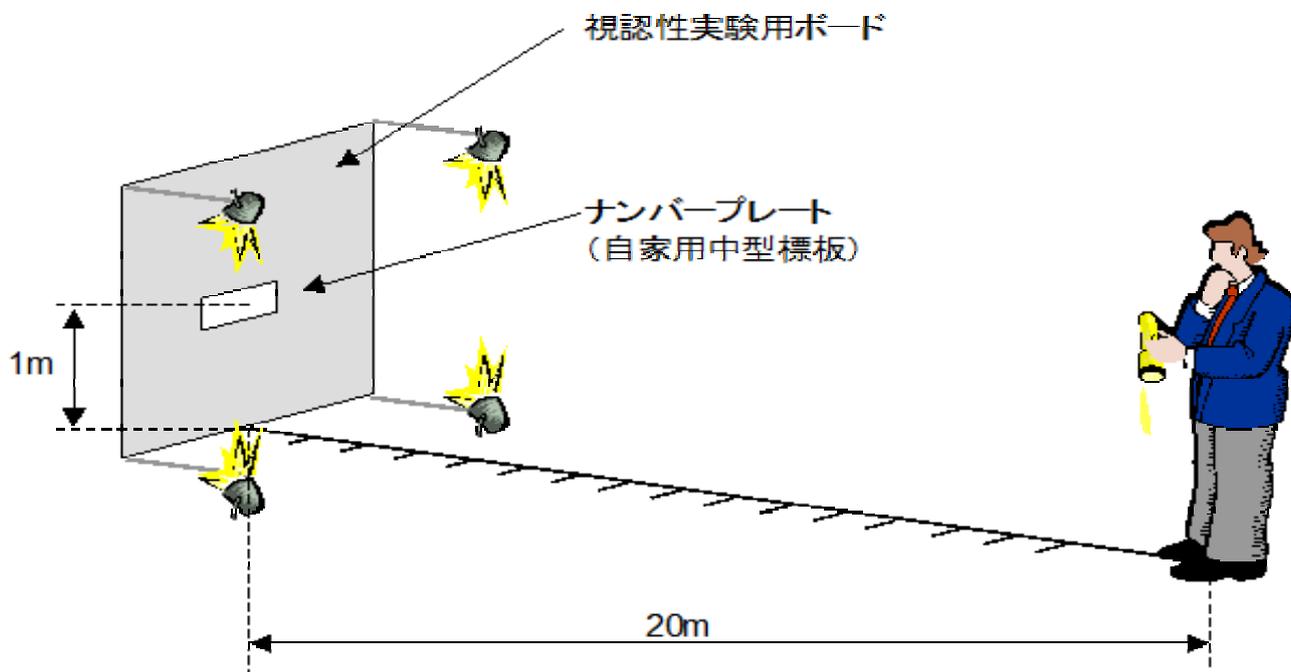
調査名	ナンバープレートカバーに関する調査報告書
調査主体	社団法人全国自動車標板協議会
発行年月	平成18年3月
調査目的	ナンバープレートカバー装着自動車の増加に伴い、国民から対策要望が寄せられたことから、カバー対策の必要性を客観的に判断するための基礎データを収集する。
調査内容	<p>■ナンバープレートカバー対策の必要性 国や都道府県に寄せられた意見の整理。 ナンバープレートに関する法制度の確認。 既存カバーの把握。</p> <p>■ナンバープレートカバー実態調査 インターネットを含めた市販カバーを色、濃度（透過率）、厚さ、材質、赤外線遮断の有無により分類。</p> <p>■実測調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレートカバーの透過率調査 <ul style="list-style-type: none"> ①可視光帯域波長の分光透過率測定 ②可視光線透過率の算出 ・ナンバープレートカバー装着時の視認性試験（概要は、次頁参照） <ul style="list-style-type: none"> ①ナンバープレート標記事項の視認距離 ②ナンバープレート視認の難易度 <p>■諸外国におけるナンバーカバーの法的規制調査（概要は、次々頁参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カバーの装着が全て不可な国、州 ・条件付きでカバーの装着が可能な国、州

・ナンバープレートカバー装着時の視認性試験（全標協調査）

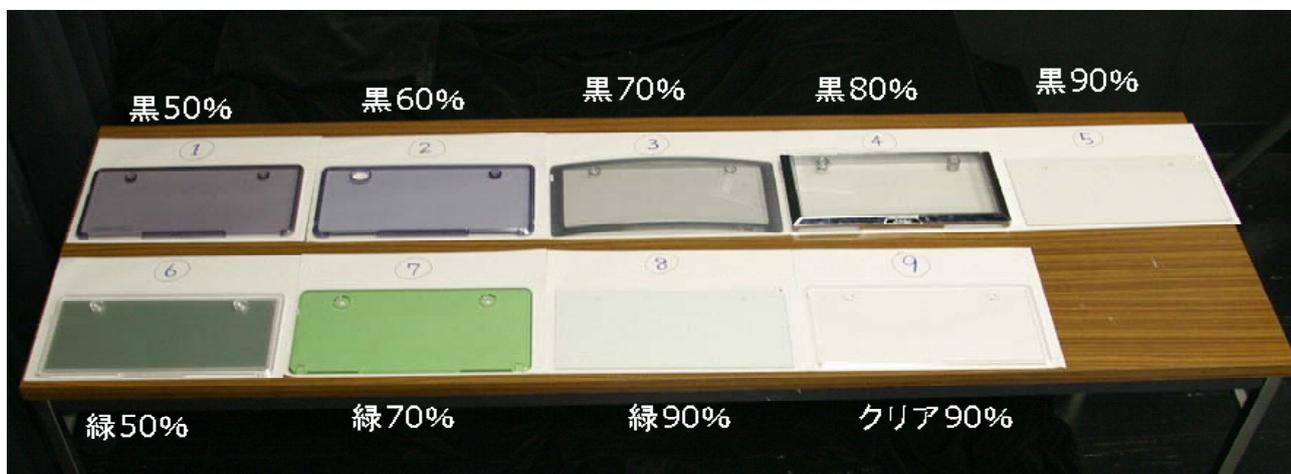
① 試験概要

試験主体 (社) 全国自動車標板協議会が独立行政法人交通安全環境研究所に委託
 日時 平成18年2月10日(金) 13:00~18:30
 場所 交通安全環境研究所 灯火・電波実験棟
 評価実施者 一般募集した運転免許保有者 11名
 試験方法 視認性実験用ボードの高さ1mの位置に番号標を保持し、20m離れた位置から番号標が識別できるかどうかの評価を行った。
 試験環境は200ルクス(昼間相当)と10ルクス(夜間相当)および正対する位置と右30度の角度で実施。

試験方法

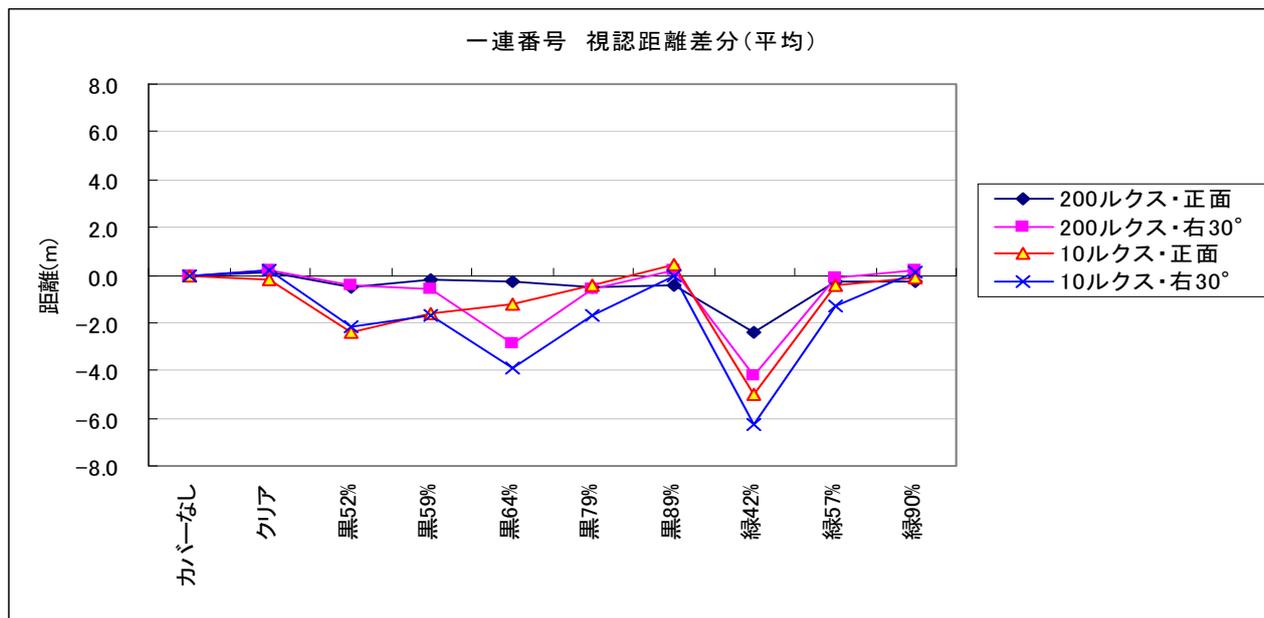


試験用カバー（透過率は簡易測定）



② 試験結果（報告書より抜粋）

（カバーごとの可視光線透過率は、測定機器を用いた計測後の透過率である。）



カバーの可視光線透過率及び着色有無と視認性の関係として以下のことが明らかになった。

- ・可視光線透過率約80%以下のカバーを装着した場合に、視認性が劣るとする評価が多い。
- ・可視光線透過率約90%（クリア含む）のカバーについては、視認性への影響はないとする評価であったが、暗いときに視認角度をつけて見た場合に地域名表示等の小さな文字の視認距離が短くなっており、視認性劣化の影響が部分的に現われている。
- ・緑などの色がついているカバーについては、背景色の視認性が劣化したとする評価であった。一方、無彩色（黒色）で可視光線透過率約70%以上のカバーについては、背景色の視認性への影響は少ないものの、明るい時に表面反射による視認性劣化の影響があったとする評価であった。

・諸外国におけるナンバープレートカバーの規制について（全標協調査）

ナンバープレートカバーの装着を法令で禁止または一部規制している国（アメリカ合衆国は州単位）がある。

① ナンバープレートを覆うことを禁止している国（州）の例

アメリカ合衆国（コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、ニューヨーク州）、ドイツ

② 着色されていないカバーであれば装着可能な国（州）の例

アメリカ合衆国（ハワイ州、ジョージア州、マサチューセッツ州、ニューハンプシャー州）、カナダ（オンタリオ州）、イギリス

【アメリカ合衆国、カナダは、平成18年調査】

【イギリス、ドイツは、平成5年調査】

2. 「国土交通行政インターネットモニター」アンケート調査結果について (平成19年7月)

国土交通省では、平成19年7月に国土交通行政インターネットモニターを対象に、「ナンバープレートカバーについて」のアンケート調査を実施し、1,069名(男性539名、女性530名)から回答があった。その結果は以下のとおりである。

- ・対象者：平成19年度国土交通行政インターネットモニター1,195名
- ・回答率：89.5%(1,069名)
- ・実施期間：平成19年7月10日～平成19年7月25日

<結果のポイント>

回答者1,069名のうち、約78%の方が毎週1回以上自動車を運転し、そのほとんどの方が自家用自動車(家族名義を含む。)を保有している。

また、自家用自動車を保有している方のうち、3.5%の方がナンバープレートカバーを装着しているとの回答であった。

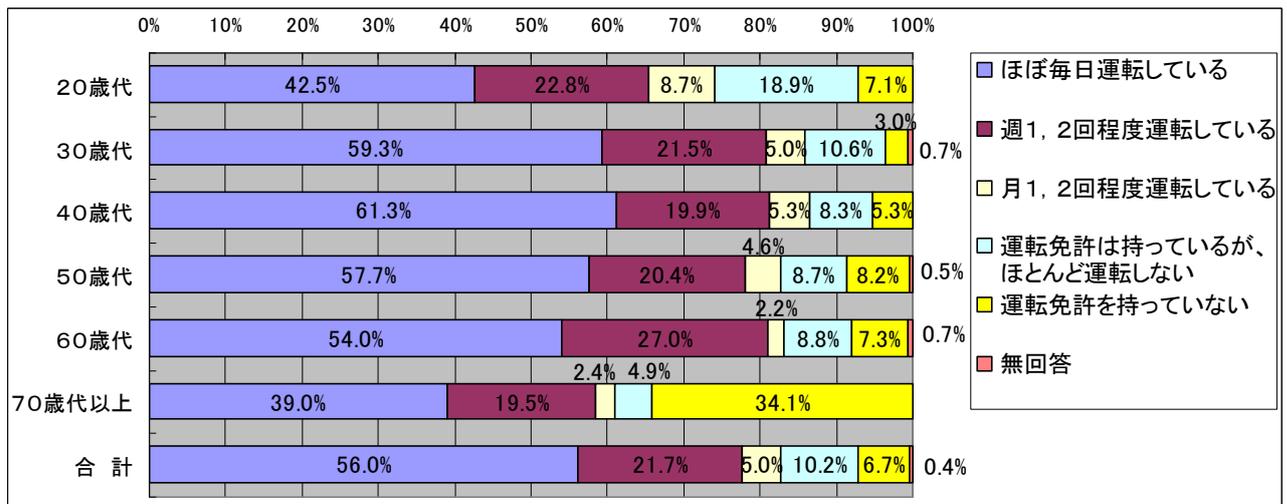
カバーを装着した自動車のナンバープレートの表示内容の視認性については、50%を超える方が「表示内容が非常に見にくい」との意見であったが、「着色の濃いカバーは見にくいが、着色の薄いカバーはカバーがない場合と変わらない」との意見も約41%あり、視認性への評価が分かれた。

ナンバープレートカバーの装着規制の是非については、約66%が「着色濃度にかかわらず全面禁止すべき」との意見であり、「着色の濃いカバーのみ禁止すべき」とした意見(27%)を大幅に上回った。全面禁止すべきとの意見は、全年齢層で半数を超えていたが、20歳代、30歳代でやや低く、50歳代以上で高い傾向がみられた。

○自動車の運転状況及び自家用自動車の保有状況について

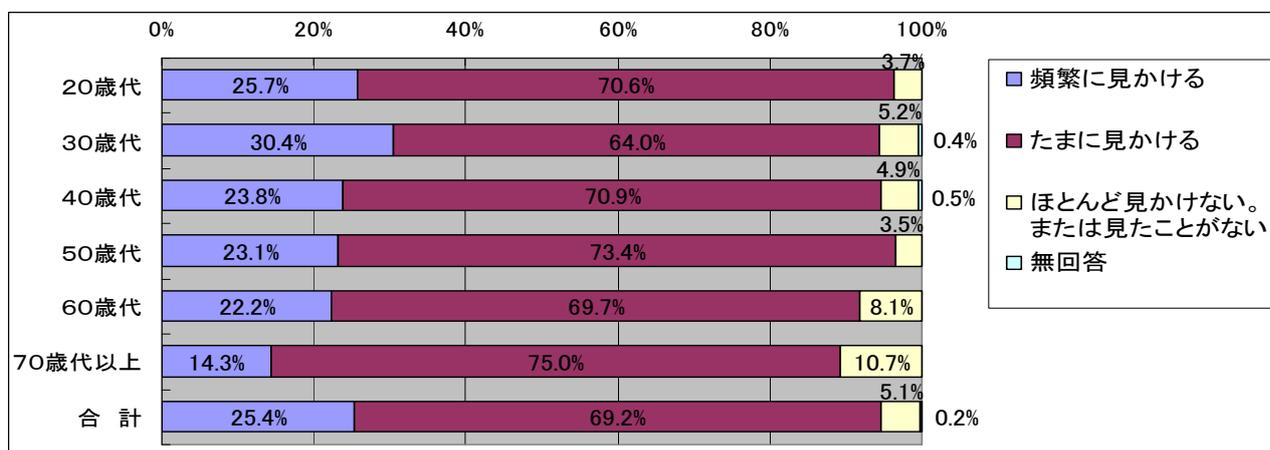
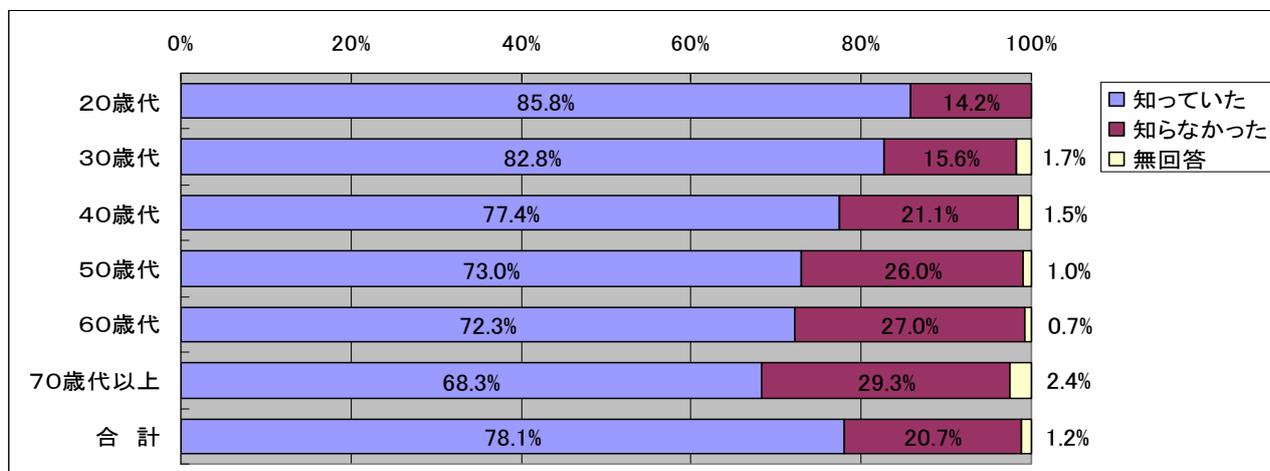
「ほぼ毎日運転している」との回答が56%、「週1,2回程度運転している」との回答が22%、「月に1,2回程度運転する」との回答の5%を合わせると、83%の回答者が日常生活の中で定期的に運転しており、「ほとんど運転しない」「運転免許証を持っていない」との回答者(合計で17%)を大きく上回って、自動車が生活の必需品となっている状況がうかがえる。

また、月に1,2回程度以上運転しているとの回答者の自家用自動車(家族名義を含む)の保有率は98%と、ほぼ全ての回答者が自家用自動車を保有していた。



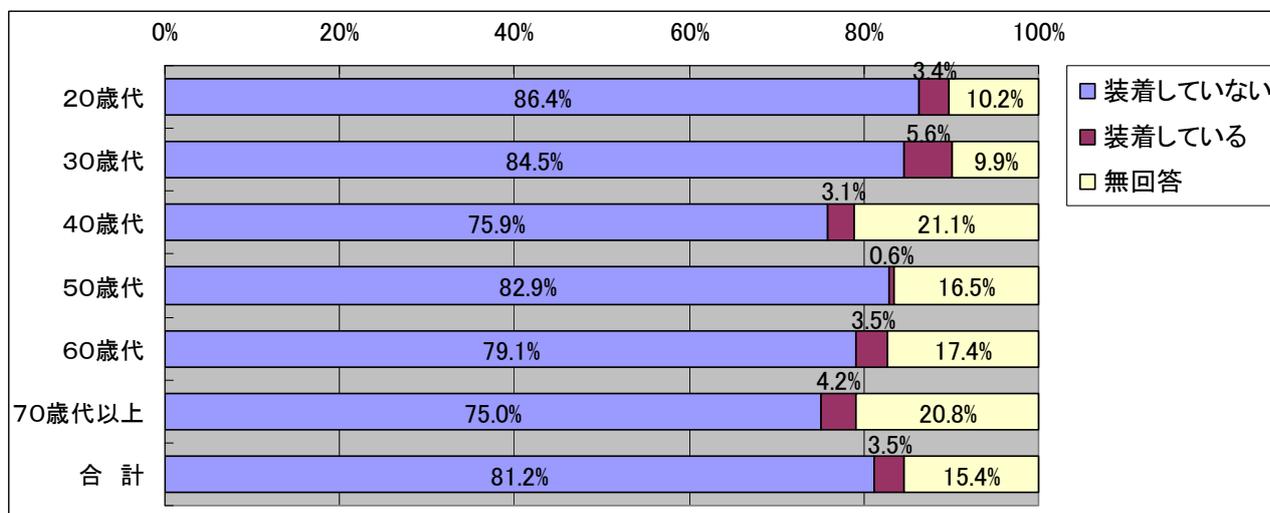
○ナンバープレートカバーの認知度等について

ナンバープレートカバーについては、「知っていた」との回答が78%、「知らなかった」との回答が21%と、認知度は大きく上回っており、「知っていた」との回答者に見かける頻度を尋ねたところ、「頻繁に見かける」との回答が25%、「たまに見かける」との回答が69%と、全国的に一定以上の割合でカバーを装着した自動車が普及していることがうかがえる。



○アンケート回答者のナンバープレートカバー装着について

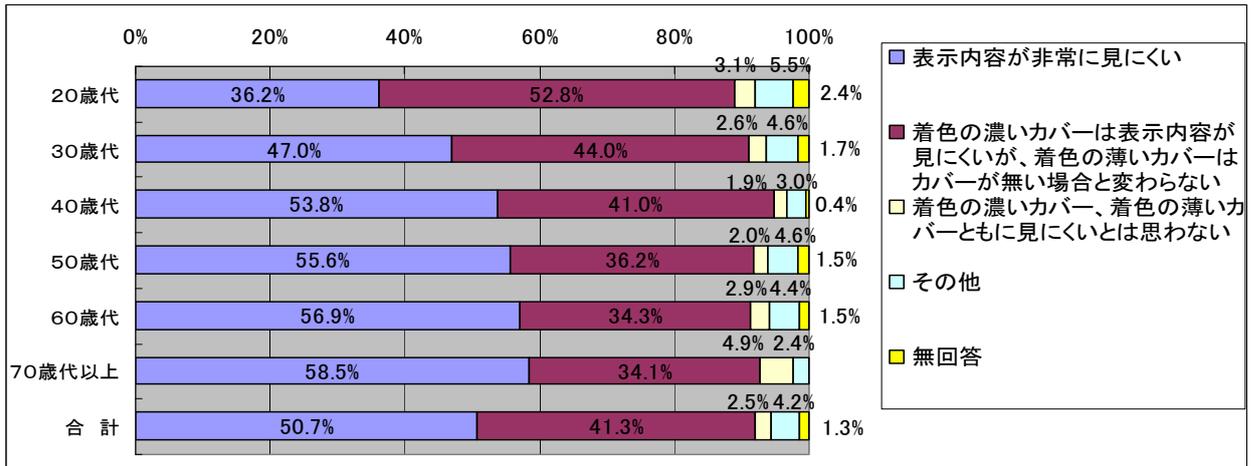
自家用自動車を保有していると回答したのうち、「装着している」との回答が3.5%、「装着していない」との回答が81%であったが、無回答も15%あった。



○ナンバープレートカバーを装着した場合の表示内容の視認性について

国土交通省において、実際に乗用車に市販されているナンバープレートカバーを装着した写真を貼付して、ナンバーの表示内容の視認性について尋ねたところ、「表示内容が非常に見にくい」との回答が51%、「着色の濃いカバーは見にくいが、着色の薄いカバーはカバーの無い場合と変わらない」との回答が41%となっており、90%以上の回答者が着色の濃いカバーは見にくいとの回答であったが、着色が薄いカバーの視認性については評価が分かれた。

また、「その他」の意見として、「カバーを着けていても近いと見えやすいが、離れるにつれて格段に見えにくくなる」「本来、ナンバープレートにカバーを着ける必要性はなく、違反逃れの目的ではないか。」「程度の差はあれ、（カバーを着ければ）見にくくなることは確か。仮に透明であっても着けるべきではない」「薄いカバーでも経年変化により視認性が落ちてくるのではないか」との意見もあった。



14:00撮影

カバーなし



クリアカバー（透過率90%）



緑カバー（透過率70%）



黒カバー（透過率50%）



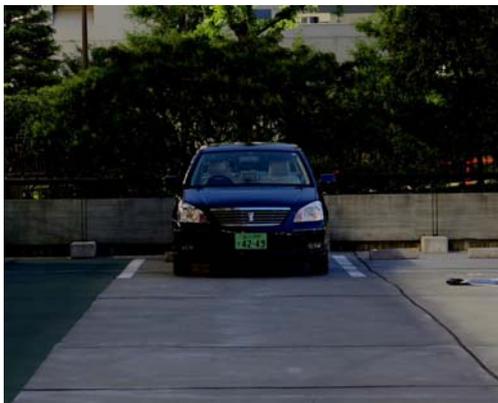
カバーなし



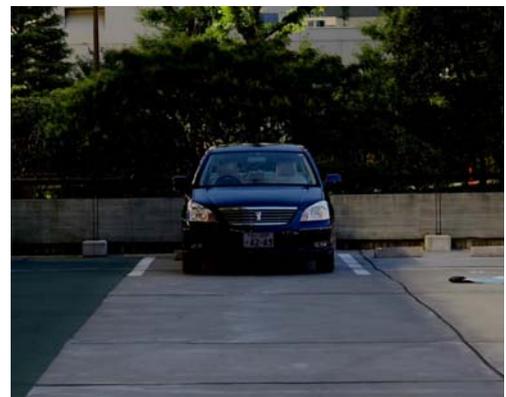
クリアカバー（透過率90%）



緑カバー（透過率70%）



黒カバー（透過率50%）



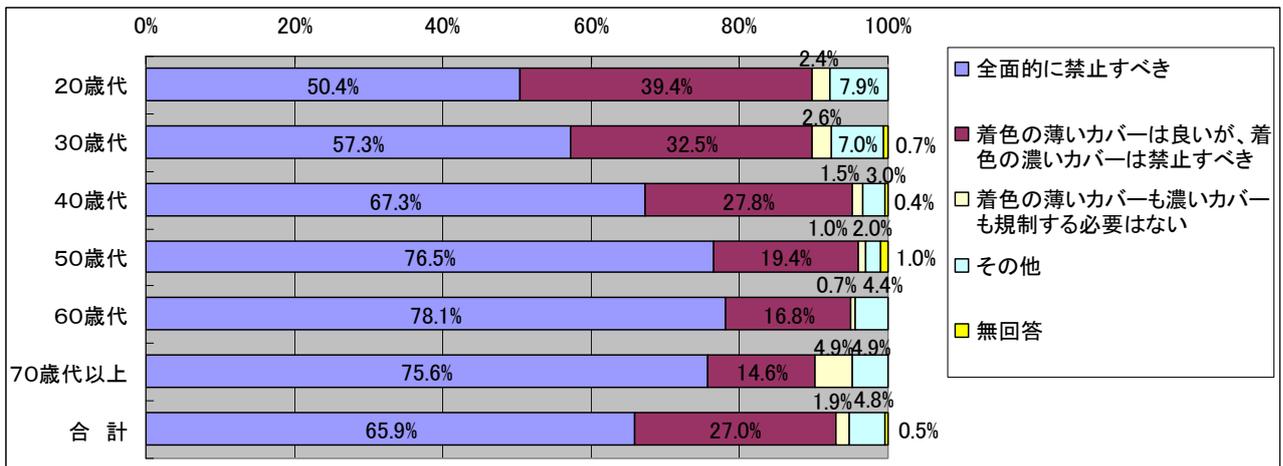
（装着しているナンバープレートはダミーです。）

○ナンバープレートカバーの装着の規制の是非について

最後に、ナンバープレートカバーの装着を規制すべきかどうかについて尋ねたところ、「全面的に禁止すべき」との回答が66%、「着色の薄いカバーは良いが、着色の濃いカバーは禁止すべき」との回答が27%あり、「規制の必要はない」との回答の2%を大きく上回り、90%以上の方が何らかの規制は必要であると考えていることがわかった。

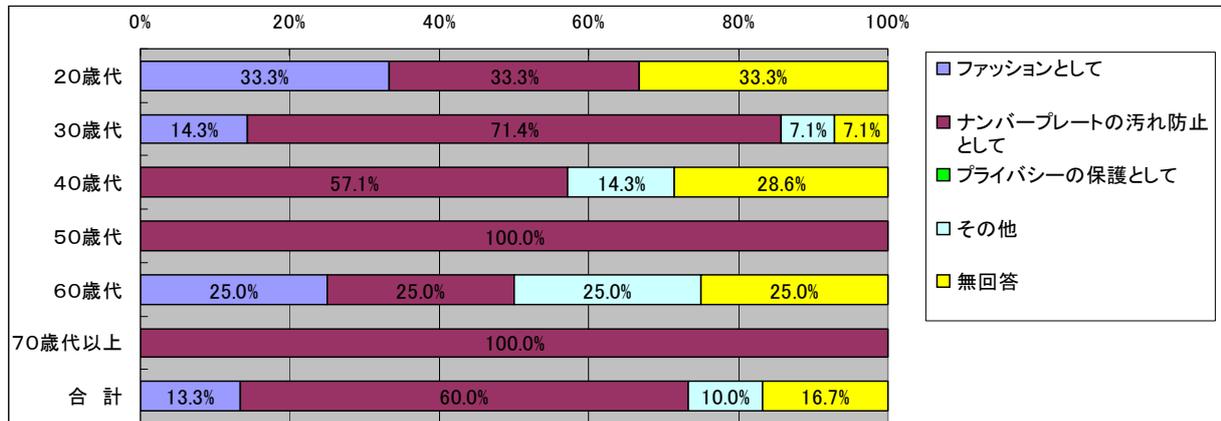
なお、ナンバープレートカバーを装着した場合の視認性に対する質問で「着色の薄いカバーは、カバーの無い場合と変わらない」との回答でも、「全面的に禁止すべき」を選択した回答者が26%おり、「表示内容が非常に見にくい」と回答しながら、「着色の薄いカバーは良いが、着色の濃いカバーは禁止すべき」を選択した回答者の16%を大きく上回った。

また、「その他」の回答が5%あり、主な意見として「無色透明のカバー（クリアカバー）以外禁止すべき」という意見が多かった。



3. ナンバープレートの塗装と汚れについて（メーカーヒアリング）

国土交通行政インターネットモニターアンケート（19年7月実施）において、ナンバープレートカバーを装着していると回答した方（30人）に装着理由を尋ねたところ、ナンバープレートの汚れ防止をあげた回答者が約70%を占めた。



また、本アンケート調査後の反響として、個人のブログ等に「高速道路走行時にナンバーに付着した虫の死骸が洗車しても落ちにくいのでカバーを装着している。」等の記述がみられたことから、本検討会においては、ナンバープレートメーカーに対し、以下についてヒアリングを行った。

- ◎ナンバープレートに付着する汚れや虫の死骸がシミとなって、洗車しても除去しにくいという意見があるが、
 - (1) ナンバープレートの塗料の改良または塗装皮膜を厚くすることにより、付着した汚れを除去しやすくすることは可能か。
 - (2) ナンバープレートの塗膜の上に樹脂コーティング等を施すことにより、付着した汚れを除去しやすくすることは可能か。
 - (3) ナンバープレートの汚れ防止や汚れの除去に効果的な方策はあるか。

◎メーカーの回答

- (1) そもそも自動車のボディに求められる塗装の役割とナンバープレートに求められる塗装の役割は異なり、自動車のボディには、傷が付きにくい、錆びにくい、或いは美しく見えることが求められるため、厚く硬い塗装を施している。
これに対し、自動車のボディと同じように厚く硬い塗装をナンバープレートに施すと、衝撃が加えられた場合には塗膜のひび割れや剥がれ等が生じ、視認性に支障が生じるため、塗膜に柔軟性を持たせて、比較的薄い塗装を施し、衝撃性に配慮している。
- (2) 塗膜を樹脂コーティング等で厚くすると塗膜のバランスが崩れ、逆に塗膜の「割れ」や「はがれ」が生じてしまう。

ナンバープレートは様々な環境下で使われることから、曲がっても文字、数字がはがれることなく視認性を確保することが必要であるため、比較的薄い塗膜で形成している。

- (3) 市販されているA社シャンプー、B社のクリーナー（アルカリ剤入り）、C社シャンプー（コンパウンド入り）の3社の洗剤を用意し、それぞれの使用方法に沿って、水垢汚れのあるナンバープレートを洗浄した結果、以下のとおり考察された。
- ① 適切な洗浄剤を用いると、ナンバープレートの汚れ、シミ、虫による汚れなどはかなりの部分取り除くことが可能。
 - ② 虫汚れを取り除く薬品などにはアルカリ性のものがあり、その場合アルミ（ナンバープレート素材）への使用には注意が必要（アルカリ性の薬品はアルミニウムを腐食させる：今回の試験では異常は認められなかったが、繰り返しの使用、薬品を付けたままの放置には注意が必要なものと思われる）。
 - ③ コンパウンド入りの洗浄剤は汚れを落とす力が強いので、柔らかい布・スポンジで軽く擦ってきれいにするのが肝要である。このような使用方法を守らず、強い力でかつ堅い布などで汚れを落とそうとすると、塗膜まで傷めてしまうので注意が必要。
 - ④ ナンバープレートの汚れなどは、汚れが付着してからなるべく早く洗い流すことが重要で、放置すると汚れが落ちにくくなる。

4. ナンバープレートカバーの耐候性試験及びナンバープレートの視認性調査について

【目的】

樹脂製であるナンバープレートカバーは太陽光にさらされることにより劣化、変色等を生じ、ナンバープレートの視認性を損なうことが考えられる。そこで、カバーの耐候性試験を行い、ナンバープレートに装着した状態で視認性の変化等のデータを収集し、ナンバープレートカバーの規制のあり方に関する検討資料とする。

【概要】

耐候性評価試験の結果より、その透過率の低下度合いに対応した視認性評価試験を行うこととし、耐候性評価試験と視認性評価試験の2段階に分けて実施する。

- ・ステップ1：耐候性評価試験
ナンバープレートカバーをサンシャインカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線照射し、透過率や劣化度の変化を調査する。
- ・ステップ2：視認性評価試験
紫外線照射をしたナンバープレートカバーをナンバープレートに装着したときの、視認性を評価する。

【試験内容】

試験品	<ul style="list-style-type: none"> ・着色されているもの ・クリアタイプ <p>*材質名が明らかなもの</p>	
ステップ1		
耐候性試験	サンシャインカーボンアーク灯式耐候性試験器による紫外線照射 試験時間：500時間	
	①透過率の測定 可視光線透過率計を用いて測定 ②劣化度の確認 観察評価（耐候性試験前、試験後の比較）	
ステップ2	透過率が80%以下の場合	透過率が80%以上の場合
視認性試験	カバーをサンプルナンバープレートに装着し、規定条件（200lx,10lx、観察距離 20m、正対,15度,30度）で観察し、ナンバープレートの文字が識別できるかを評価する。	ナンバープレートにカバー装着したものとし、並置し、その見え方を比較評価する。 見やすい、やや見やすい、同等、やや見にくい、見にくい、の5つから選択。 （番号灯や前照灯の点灯を模擬した条件でも同様の評価を実施）
被験者	10名	

5. ナンバープレートカバーの耐候性試験結果概要

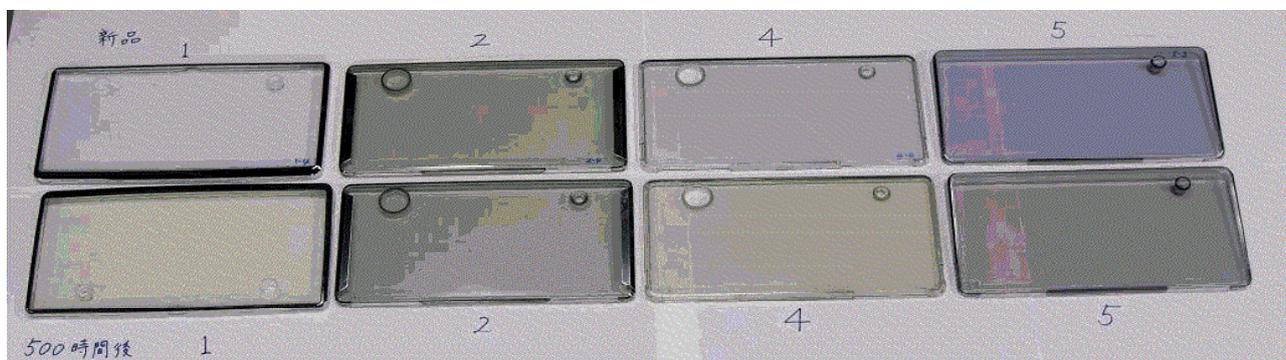
【試験概要】

JIS B 7753 に従って、促進耐候性試験（サンシャインカーボンアーク灯式で 500 時間照射）を行った。

【結果】

* 像の鮮明度の変化（光学くしの幅0.125mmのときの結果）

No	品名	材質	初期透過率 (%)	500h後透過率 (%)	変化率 (%)	外観変化
1	NZ958 (カーメイト)	ポリカーボネイト	94	91	96.8	ふくれ、はがれ、亀裂、変形、軟化、硬化、侵食、チョーキングを認めない。
2	EX-151(星光産業)	アクリル樹脂	86	82	95.3	同上
4	JD-188 (ミラリード)	アクリル樹脂	81	76	93.8	同上
5	K277 (SEIWA)	ポリカーボネイト	80	80	100	同上



6. ナンバープレートカバー付きナンバープレートの視認性調査結果概要

【試験概要】

ナンバープレートカバーを装着して走行する先行車両（実験車両）を、後続車両（被験者車両）の運転席（正対条件）及び路上（30度条件）から1.5秒観察し、ナンバー表示の読み取り、およびナンバープレートの見やすさについて評価する。

【試験品】 新品ナンバープレートカバー3種（透過率70, 78, 89%）

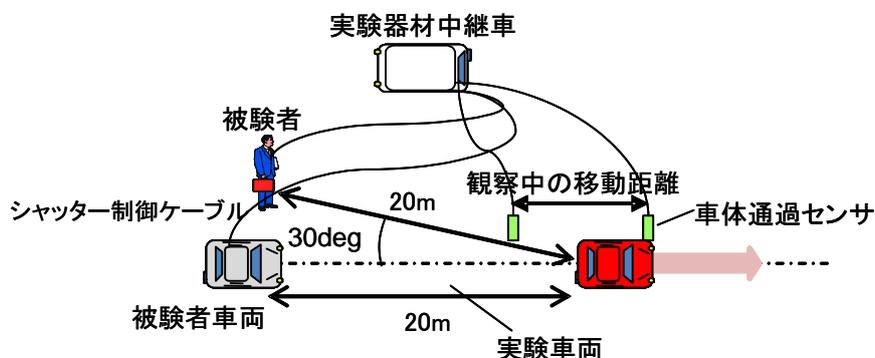
同種の耐候性試験済みナンバープレートカバー2種類（透過率74, 83%）

【実験場所】 交通安全環境研究所 熊谷自動車試験場

【実施日及び天候】 平成20年6月4日 19:30～21:30 曇り

【被験者】 10名

【実験レイアウト】



【実験手順】

- ① 実験車両の後部にナンバープレートおよびプレートカバーを装着する。
- ② 被験者は被験者車両に乗り込み、または被験者車両の傍らに立ち、シャッター付きゴーグルを装着する。
- ③ 実験者の合図で、実験車両が一定速度（20 km/h）で走行を開始する。
- ④ 車体通過センサーの信号によりシャッターが開閉し、被験者は走行する実験車両を観察する。
- ⑤ 被験者は、読み取ったナンバー表示内容を評価用紙に記入し、同時に見やすさについて5段階評価をする。
- ⑥ 実験車両のナンバープレートとナンバープレートカバーを交換し、実験を繰り返す。

なお、実験に先立ち、カバーを装着しない状態で十分な実験の練習を行った。

【試験結果】

(1) ナンバープレートの見やすさ評価

ナンバープレートの見やすさ評価結果を図1に示す。評価結果は、カバーの透過率が高いほど評価も向上する傾向がみられた。「とても見にくい」または「見にくい」と評価した被験者の割合は、カバーを装着しない場合に30%であったのに対し、透過率89%のカバーを装着した場合では車内からの観察で80%、屋外からの観察で70%となり、明らかな違いがみられた。

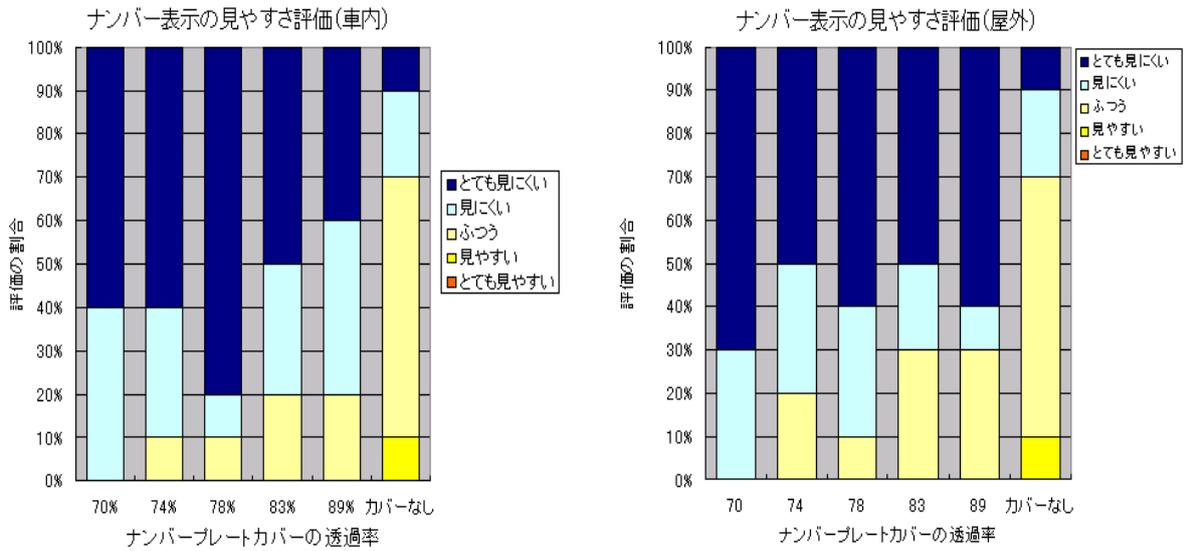


図1 ナンバープレートの読みやすさ評価

(2) ナンバー表示の読み取り

被験者が評価用紙に記入した数字に対し、位置も含めた正答率を図2に示す。全被験者において、ナンバープレート上の大きな4つの数字以外は読むことができなかったため、4文字が正解すると正答率100%となるように計算した。全体に車内からの観察に比べ、屋外から観察した方が正答率が高かった。カバーを装着しない場合は、4文字中約3文字が読み取れるのに対し、カバー装着時は2文字程度であった。また、カバーの透過率に依存した正答率の変動は大きくはなかった。

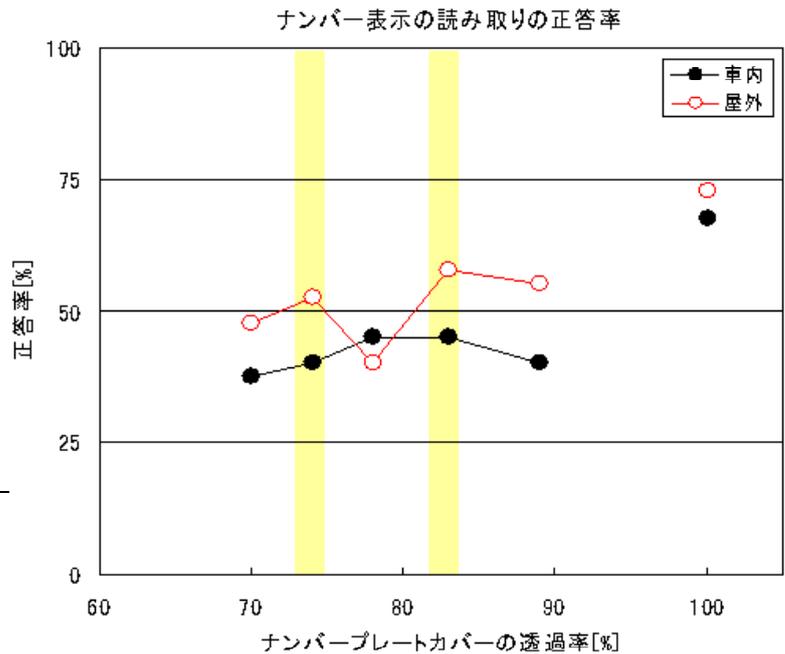


図2 ナンバー表示の読み取り正答率

7. 法的規制に係るパブリックコメントの実施について

視認性試験の結果から、可視光線透過率にかかわらずカバーの装着によりナンバープレートの表示が見にくくなることが実証されたため、ナンバープレートカバーの全面禁止について、国民の意見を聞くこととし、国土交通省において、平成21年7月10日～同年8月8日を期間とし、以下のとおりパブリックコメントを募集した。

「ナンバープレートカバー装着禁止規制の導入に関するパブリックコメントの募集」

①. 背景及び検討会における意見の集約

ナンバープレート（自動車登録番号標）は、外見上から自動車を特定することができる唯一の標識として、自動車の所有権の公証及び行政目的（環境保全、徴税、交通取り締まり、自動車による犯罪の抑止など）に重要な役割を担っています。

近年、ナンバープレートに樹脂製のカバーを装着した自動車を見かけるようになりました。これらのカバーは自動車用品店などで「ナンバープレートの汚れ防止」「ファッション」などの名目で販売されており、ほぼ透明なものから、可視光線透過率が50%程度の濃い着色がなされたものまで、多種類の製品が市販されています。

これらのカバーを装着した自動車について、「ひき逃げ、当て逃げがあっても、目撃者がナンバーを読みにくい」「ナンバーを見えにくくすることで、車を使った犯罪を助長するのではないか」「夜間は2～3メートル離れただけで、番号を確認できない」「ナンバープレートカバーは禁止すべきではないか」との意見、投書が国民から国土交通省に寄せられているところです。

このため、国土交通省では、ナンバープレートカバーについて、広く国民の意識を探り今後の施策に反映させるため、平成19年7月に国土交通行政インターネットモニターを対象に「ナンバープレートカバー」について、アンケート調査を実施しました。

その結果、1,069名（男性539名、女性530名）の20歳代から80歳代までの幅広い年齢層にわたる方々から回答を頂き、そのうち93%の方がナンバープレートカバーについて何らかの規制が必要であると考えていることが判明しました。

さらに、この調査結果を踏まえて、国土交通省では、平成20年2月に有識者による「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」を設置し、ナンバープレートカバーのあり方について検討を行って参りましたが、装着禁止規制を導入すべきではないかとの意見に集約されました。

②. 「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」における検討経緯

- ナンバープレートカバーが太陽光にさらされることによる劣化、着色による視認性の低下の有無を調査するため、耐候性試験を行うこととした。
- ・4種類のナンバープレートカバーの試験品について、サンシャインカーボンアーク式耐候性試験機を用いた500時間の促進耐候性試験を行った結果、透過率等に大きな変化は認められなかった。
- 実際の路上交通に即した条件に基づく視認性試験を行うこととした。
- ・5種類のナンバープレートカバーの視認性試験を実施した結果、カバーを装着した場

合としなかった場合の見やすさの評価では、明らかに見やすさに違いがみられた。

- ・また、ナンバー数字読み取りの正答率では、カバーを付けた場合は、透過率が上昇しても、正答率が上昇する訳ではなかった。
- これら試験結果等に基づき検討した結果、ナンバープレートカバーの装着禁止はやむを得ないとの意見に集約された。

③. 装着禁止規制の実施方法（予定）

- ・道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第8条の2（自動車登録番号標等の表示）、第43条の7（検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の車両番号標の表示）及び第63条の8（検査対象外軽自動車の車両番号標の表示）を改正し、ナンバープレートの表示について、ナンバープレートカバー等で覆われてないこととして装着について全面禁止とする予定です。
- ・ナンバープレートカバー等を装着したままで運行の用に供する場合は、道路運送車両法第19条違反となり、罰則が適用されます。

④. スケジュール（予定）

平成21年の可能な限り早い時期に施行を予定しております。

<参考条文> 省略

8. パブリックコメントの募集結果について（集計結果）

①. ナンバープレートカバーの全面禁止に対する賛否

	全面禁止に賛成	全面禁止には反対	その他	計
意見数	155	117	12	284
割合	55%	41%	4%	100%

②. 全面禁止反対の主な意見について

- 透過率の高い、透明なカバーは認めるべき。 70
 - ナンバープレートの塗装を改善してほしい。 41
 - 前方に装着するカバーは認めるべき。 10
 - 国交省が認可したカバーを販売してほしい。 9
 - 汚れたナンバープレートを無償交換してほしい。 5
 - その他 20
- （複数回答を含む）

9. パブリックコメントの募集結果について（主な意見に対する考え方）

① 透過率が高い、透明なナンバープレートカバーは視認性に問題を与えないのではないか。（着色しているナンバープレートカバーのみ禁止にするべき。）

【考え方】

「ナンバープレート表示の視認性確保等に関する検討会」（以下「検討会という。」）では、平成20年6月4日にナンバープレートカバーの視認性調査として、ナンバープレートカバーを装着して走行する先行車両を、被験者が後続車両の運転席や路上から観察し、ナンバープレートの見やすさやナンバー表示の読み取りを評価しました。

その結果、カバーの透過率が高い透明なカバーについても、装着していないナンバープレートより見にくいとの評価をした被験者の割合が明らかに高くなり、また、ナンバープレートの文字の読解を求める調査においても、正答率の低下が見られました。

このように、透過率が高い透明なナンバープレートカバーについても、視認性に影響を与える結果が得られたため、今般の措置を取ることが適当と考えます。

② ナンバープレートカバーの装着禁止は、後方のナンバープレートだけで良いので

はないか。

(前方のナンバープレートに取り付けるナンバープレートカバーは容認するべき。)

【考え方】

バイクや一部の大型特殊自動車等を除き、ナンバープレートは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に取り付ける事とされており、前方からの視認性についても重要性が高いことから、前方のナンバープレートカバーに限って、許容することは不適當と考えます。

- ③ ナンバープレートカバーを全面禁止にするのであれば、国土交通省から認可したナンバープレートカバーを販売してほしい。

【考え方】

①でお示ししたとおり、透過率が高い透明なナンバープレートカバーであっても、視認性に影響を与える結果が得られたことから、特定のナンバープレートカバーに限って、許容することができないことにつきまして、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

- ④ ナンバープレートに虫や水あかが付着すると、その汚れが落ちにくくなるし、また、ナンバープレートの汚れを落とそうと強く擦るとナンバープレートの塗色が薄くなってしまいますので、ナンバープレートカバーを装着している。

ナンバープレートカバーを禁止するなら、例えば自動車のボディのように、ナンバープレートの塗膜を厚くしたり、塗膜の上にコーティングを施すなどして、汚れが落ちやすいように改善して欲しい。

【考え方】

ナンバープレートについては、洗浄方法によっては、ある程度の退色、劣化があり得ます。他方、ナンバープレートには、一定の品質基準を設けており、通常の使用、洗浄を行っている限り、表示の判読性が損なわれないだけの耐久性は確保しているものと考えております。ナンバープレートカバーには、プレートそのものの汚れを防ぐというメリットはあるものの、視認性を損なうというデメリットは看過しがたく、今回の判断に至ったものです。なお、今回の検討の一環として、ナンバープレートメーカーが洗浄試験を実施しておりますので、その結果を引用します。

【ナンバープレートメーカーによる洗浄試験結果】

市販されているA社シャンプー、B社のクリーナー（アルカリ剤入り）、C社シャンプー（コンパウンド入り）の3社の洗剤を用意し、それぞれの使用方法に沿って、水垢汚れのあるナンバープレートを洗浄した結果、以下のとおり考察された。

- ① 適切な洗浄剤を用いると、ナンバープレートの汚れ、シミ、虫による汚れなどはかなりの部分取り除くことが可能。

- ② 虫汚れを取り除く薬品などにはアルカリ性のものがあり、その場合アルミ（ナンバープレート素材）への使用には注意が必要（アルカリ性の薬品はアルミニウムを腐食させる：今回の試験では異常は認められなかったが、繰り返しの使用、薬品を付けたままの放置には注意が必要なものと思われる）。
- ③ コンパウンド入りの洗浄剤は汚れを落とす力が強いので、柔らかい布・スポンジで軽く擦ってきれいにするのが肝要である。このような使用方法を守らず、強い力でかつ堅い布などで汚れを落とそうとすると、塗膜まで傷めてしまうので注意が必要。
- ④ ナンバープレートの汚れなどは、汚れが付着してからなるべく早く洗い流すことが重要で、放置すると汚れが落ちにくくなる。

（本報告書P15（3）より抜粋）

- | |
|-----------------------------------------------------------|
| ⑤ ナンバープレートカバーを全面禁止にするならば、汚れたナンバープレートは無償で交換するなどの措置を講じてほしい。 |
|-----------------------------------------------------------|

【考え方】

上記④でお示ししたとおり、通常の使用、洗浄を行って頂ければ、ナンバープレートの表示を継続して判読し得るための耐久性は確保しているものと考えており、無償交換を前提としていないことにつきまして、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

- | |
|--------------------------------------------------------|
| ⑥ ナンバープレートカバー以外にも、ナンバープレートに角度をつけて見えにくくする商品も装着禁止にしてほしい。 |
|--------------------------------------------------------|

【考え方】

ナンバープレートの表示義務について、道路運送車両法第19条（以下「法」という。）では、ナンバープレート及びこれに記載された番号が見やすいように表示しなければならないと定められており、具体的な表示方法として、法施行規則第8条の2により、運行中、ナンバープレートの番号が判読できるように、確実に取り付けるようにすることとなっております。

このため、道路を運行中にナンバープレートを判読できないように取り付ける行為は、現行においても違法行為となります。

10. 結 論

当検討会は、国土交通省が実施したナンバープレートカバーに関するアンケートの調査結果について、9割以上の国民が何らの規制が必要であるとの回答をしていることを受けて、その規制のあり方について検討を行った。

道路運送車両法第19条等では、「ナンバープレートやその番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない」とされていることから、ナンバープレートカバーの装着によって、その視認性に与える影響の度合いについて、客観的な評価を行うための試験を実施した。

具体的には、ナンバープレートカバーを装着して走行中の車両のナンバープレートの見え方については、5種類の透過率の異なるナンバープレートカバーを装着して走行する先行車両を、被験者が後続車両の運転席や路上から観察し、ナンバープレートの見やすさを5段階で評価した。

その結果、透過率が高い透明なカバーについても、装着していないナンバープレートより見にくいとの評価をした被験者の割合が明らかに高くなった。

また、同時に行ったナンバープレートに表示されている4つの大数字の読み取りを行う試験においても、カバーを装着しない場合の正答率に比べてカバーを装着した場合の正答率は、透過率の違いに拘わらず低くなった。

このように、透過率が高い透明なナンバープレートカバーであっても、視認性に影響を与えると試験結果が得られた。

さらに、これらのアンケート及び試験の結果を踏まえ、ナンバープレートカバーを全面禁止とすることに対する是非を問うため、国土交通省が実施したパブリックコメントの募集結果においても、これを是とする意見が半数以上を占めたことから、本検討会としては、ナンバープレートカバーの装着については、全面禁止が適当との結論に至ったものである。

なお、全面禁止の実施においては、所用の周知期間を設けることが望ましい。

◎大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取付基準についての検討

1. 大型貨物自動車の後部ナンバー取付位置の検討

①自動車メーカー出荷時のナンバー取付位置について

((社)日本自動車工業会の説明)

- ・ 新車の工場出荷時はナンバーステーを車枠(ラダーフレーム)後端にボルト止め(仮止め)している。リアランプも同じ。これは架装する荷台によってナンバー、リアランプの取付位置が変わるため、自動車メーカーで出荷時にはナンバーステーを溶接等により位置を固定することはできない。【資料1参照】
- ・ 突入防止装置(突入防止バンパー)は、「道路運送車両の保安基準」第18条の2第3項、第4項で取付位置と強度を告示で定めており、改正保安基準(平成17年9月1日より義務化)では、後輪の最外側から100mm以内となるような横幅を持ち、負荷試験後の変位量を含め、車両後端から400mmを超えないよう、かつ、地上から550mm以内に設置することとされている。また、縦幅は100mm以上だが、大型トラック(車両総重量20トクラス)に備えるものには、強度を保つため170~180mm位の縦幅となるものもある。【資料2参照】
- ・ 車両後部には、リアランプの他、大型後部反射板を備える必要があり、これを突入防止装置に装着すると、ナンバープレートも含めて後部取付場所の取り合いとなり、架装メーカーではナンバー取付ステーの設置に苦勞するのではないか。

②架装メーカーが架装する際、ナンバーステーの取付位置を決める基準とは。

車体下部の設置スペースが少ない場合、後部ドアへのナンバーは設置可能か。

((社)日本自動車車体工業会の説明)

- ・ トラックは荷捌きのためトラックステーションのプラットホームにバックで駐車することが多く、後部をプラットホームにぶつける可能性が高いことから、ナンバーステーを車両の後端に設置すると、ナンバーや番号灯を毀損するとして、ユーザーから苦情が出る。
- ・ 中央後端部にナンバーステーを設置すると、ナンバー及び番号灯が邪魔になり、運転手が荷台へ登り降りするのに支障がでるとして、これもユーザーの評判が悪い。
- ・ このような理由により、特に低床トラックの場合、ボディと突入防止装置の隙間に設置することが多く、この狭いスペースにナンバーを表示するためには、多少ステーを上向きに傾けて設置している。【資料3参照】
- ・ 後部ドアに設置するには、番号灯の配線をドア内に通す必要があり、コストアップになる。車両総重量2トクラスのアルミパネルトラックのように型式指定車があれば、最初から設計しておくことも可能だが、大型トラックでは難しい。

③後部ナンバー取付位置として考えられる基準

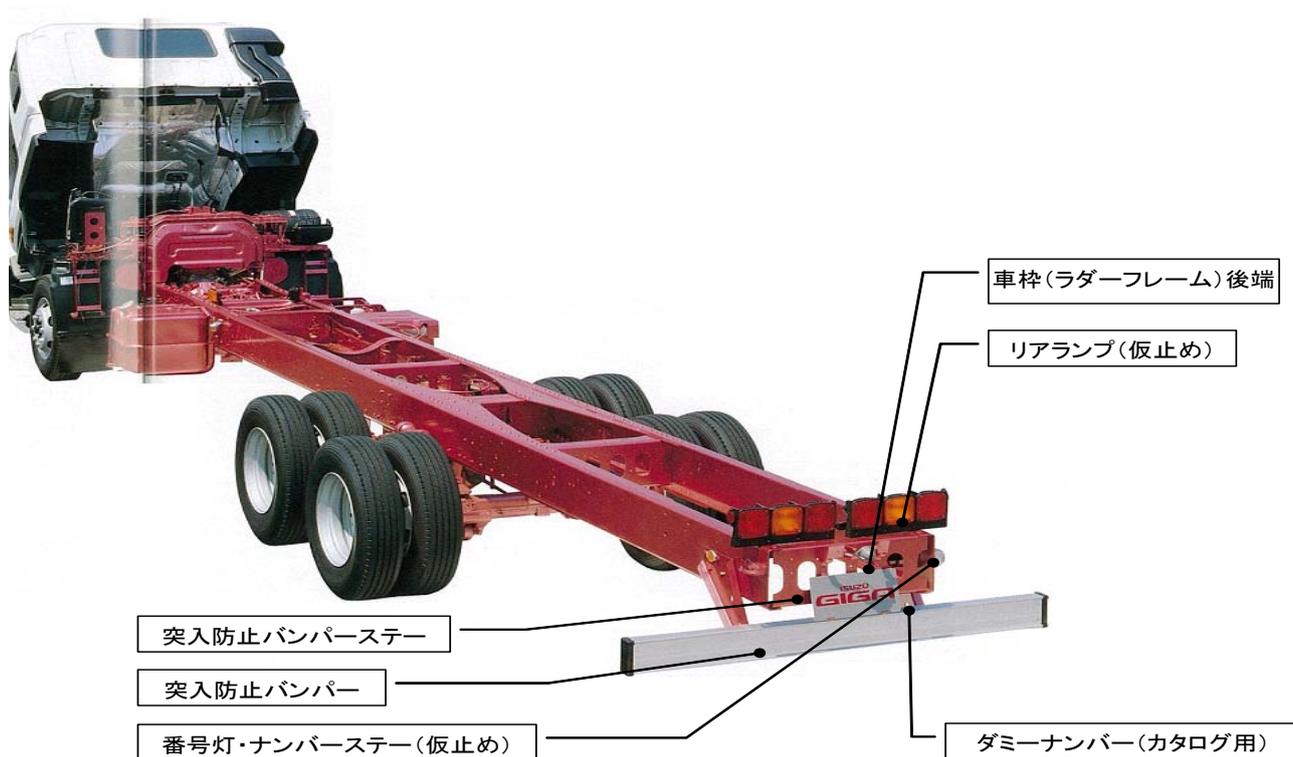
普通貨物自動車の後部自動車登録番号標は、次の各号の基準を満たすように表示しなければならない。

- (1) 車両後端より40センチメートル以内の位置であること。
(突入防止装置の基準と同じ40センチメートルとする。)
- (2) 番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し上下左右それぞれ30度の角度から観察した場合、板面を遮る遮蔽物がないようにすること。
(ナンバープレートの視認性の基準と同じ30度とする。)

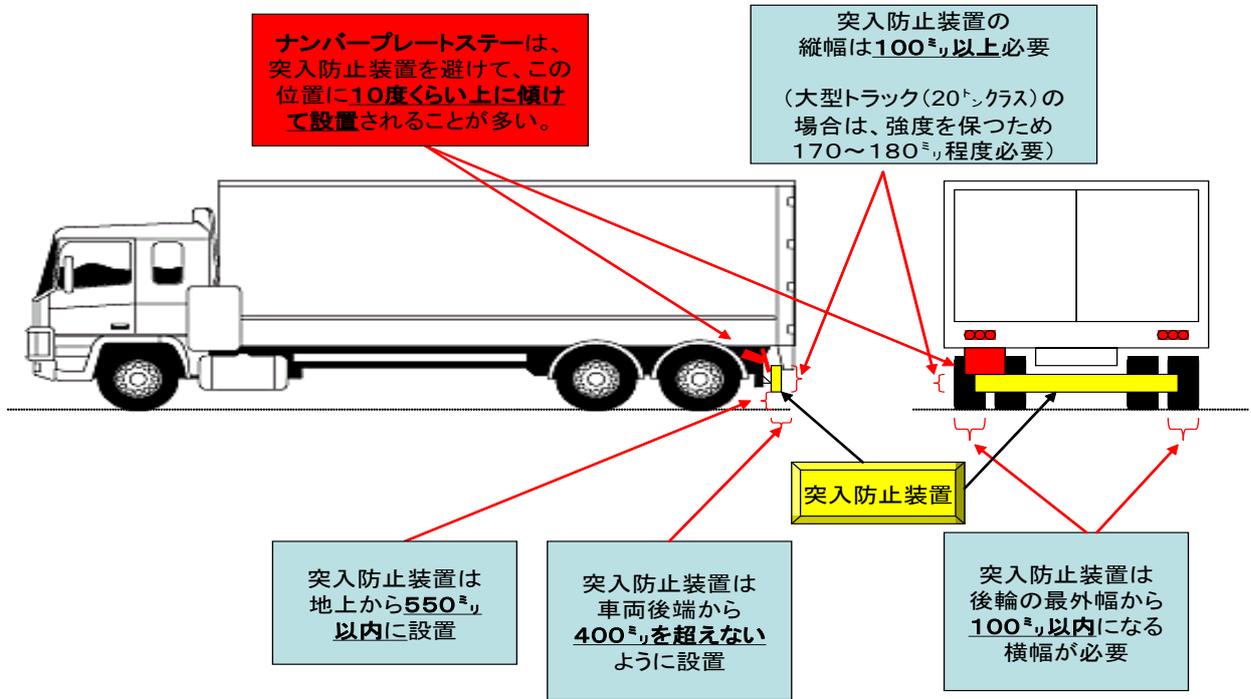
((社)日本自動車工業会の考え)

- ・ 突入防止装置より後ろ(後部から見て前)にステーを装着するとしても、反射板やボディに干渉しないためには、どのくらいナンバー面を傾けても視認性に影響がないか、基準として示す必要があるのではないか。

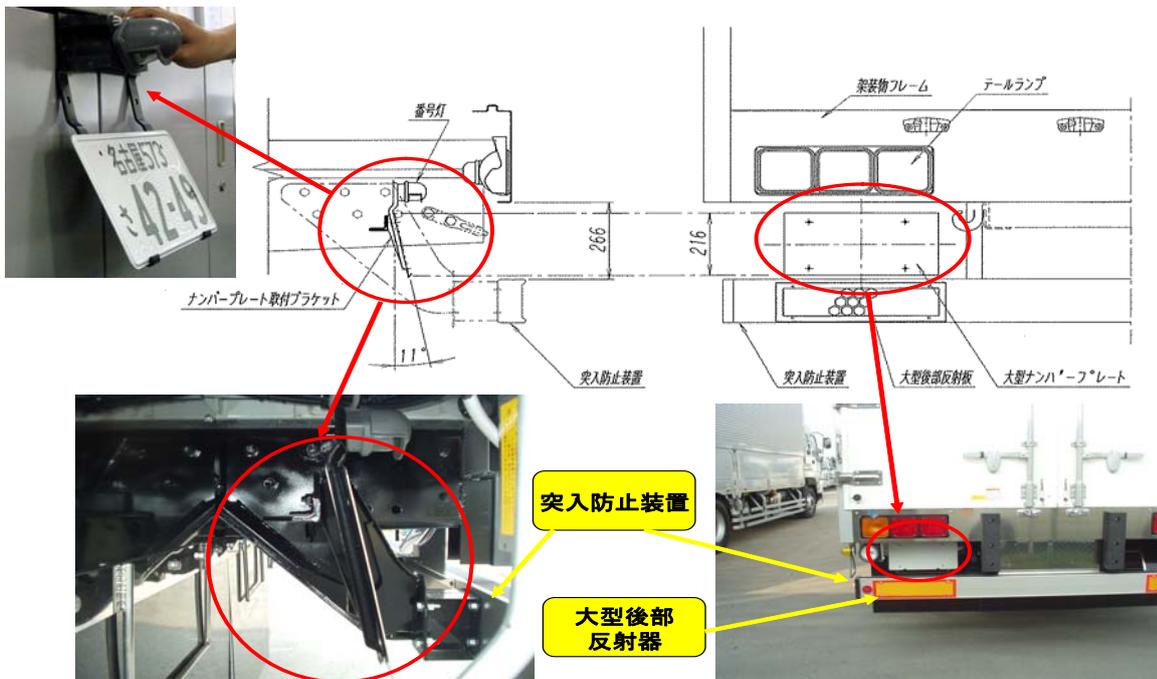
◎大型トラック10トン積みクラスメーカー出荷時(キャブ付シャシ状態)【資料1】



◎保安基準上定められた突入防止装置（潜り込み防止バンパー）とナンバープレートステー取付位置との関係【資料2】



◎大型トラック後部ナンバーの取付位置について【資料3】



2. 大型貨物自動車の後部ナンバー取付位置の基準策定のための視認性試験について

①目的

大型貨物自動車の後部ナンバープレートと突入防止装置と荷台との間隙に取り付ける場合の取付位置の基準を策定するため、②の位置にナンバープレートを取り付けた場合におけるナンバープレート上の表示文字の判読状況について、調査する。

②試験概要

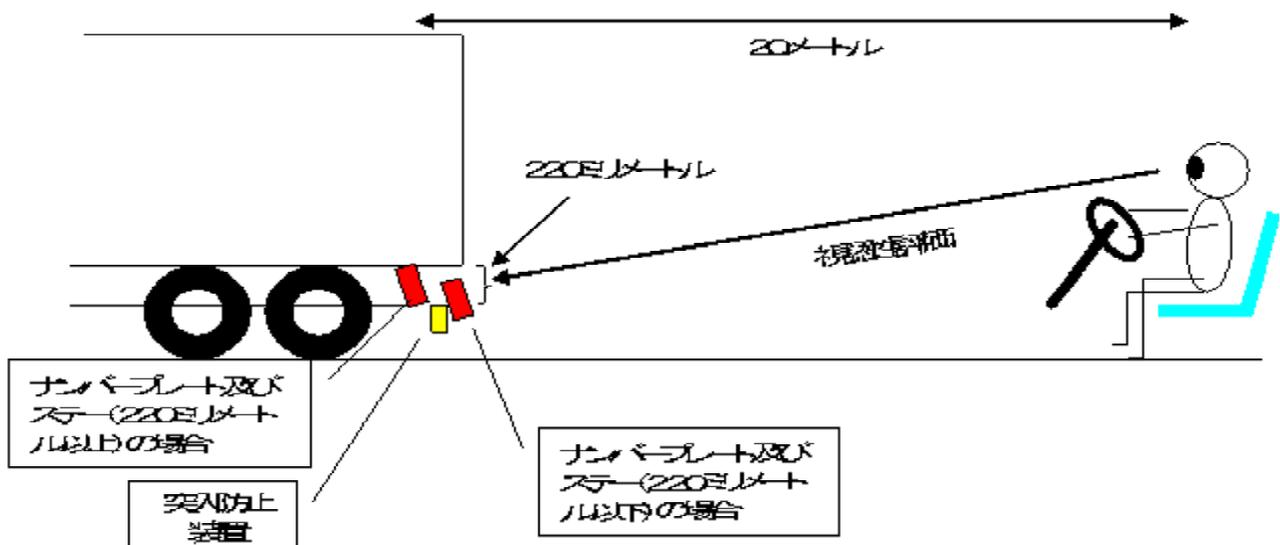
大型貨物車(またはこれを模擬した装置)の突入防止装置と荷台後面下部の上下の間隙を220(中型標板については165)ミリメートル未満に設定し、番号標の板面の中心が突入防止装置より前方にならない位置にナンバープレートを取付ける。

また、間隙を220(中型標板については165)ミリメートルに設定し、突入防止装置より前方の位置にナンバープレートを取付ける。

被験者は、普通乗用車の運転席(またはこれを模擬した椅子)に座り、それぞれナンバープレートを観察する。

被験者はプレート上の各文字に対する可読性、および見やすさを評価する。

[実験レイアウト]



[環境条件] 十分明るい戸外及び夜間(番号灯点灯時)

[被験者] 20名

3. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート視認性試験の様相

(平成21年2月10日 13:00~18:00 於:交通安全環境研究所)

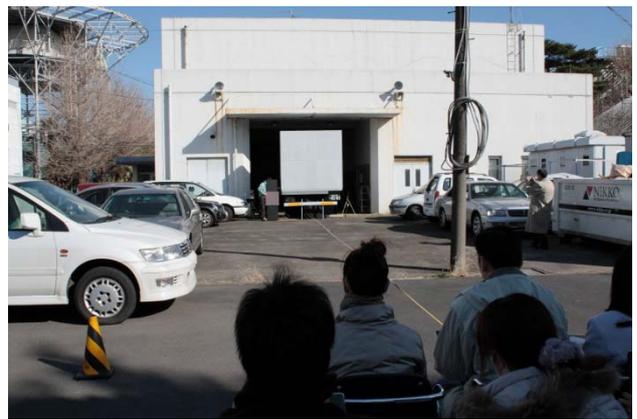
試験装置外観(向かって右が最も見やすい位置に設置した固定プレート、左が可動プレート)

可動プレートの調整状況(角度、取付位置を動かしながら、見やすさを右側のプレートと比較)



自家用・大板・昼間の視認性試験(左の可動プレートの見やすさを右の固定プレートと比較)

営業用・大板・昼間の視認性試験(左の可動プレートの見やすさを右の固定プレートと比較)



夜間を模した室内での視認性試験状況

営業用・大板・夜間の視認性試験(左の可動プレートの見やすさを右の固定プレートと比較)



4. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準策定のための視認性試験結果概要

【目的】

大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準策定のため、最も見やすい取付位置に設置したナンバープレートと、同等の見やすさとなるナンバープレートの設置角度及び車両後面からの設置距離について、調査する。

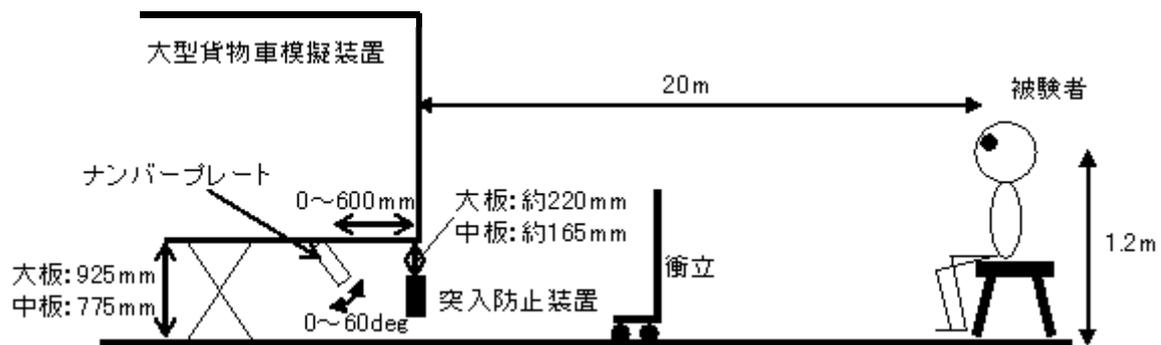
【試験概要】

大型貨物車の後面を模擬した装置（以下、大型貨物車模擬装置）の後面の左右に同じナンバープレートを設置する。右側に設置したナンバープレートは、大型貨物車模擬装置の後面の最も見やすい位置に設置したもので、設置角度0度（垂直）、後面からの距離0mmとした。また、左側に設置したナンバープレートは、設置角度及び位置を変えることができるようになっている。

被験者は、大型貨物車模擬装置の後面から20m離れた地点で椅子に座り、装置全体を観察する。実験者の合図で大型貨物車模擬装置に設置された左右2つのナンバープレートを観察し、どちらが見やすいかを5段階で評価した。

なお、左側のナンバープレートは、被験者の観察時間が極端に長くなることのないよう、衝立で遮蔽し、手動で開閉した。

【実験レイアウト】



【実験条件】

- | | |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 1) 実験場所 | 交通安全環境研究所 |
| 2) 実施日及び天候 | 平成21年2月10日 13:00~ 晴れ |
| 3) 被験者 | 20名 |
| 4) 試験品 | 大型ナンバープレート (220mm×440mm) 営業用・自家用 2種
中型ナンバープレート (165mm×330mm) 営業用・自家用 2種 |
| 5) ナンバープレートの設置位置 | 車両後面から100, 200, 300, 400, 500, 600mm*一部除外あり |
| 6) ナンバープレートの設置角度 | 10, 20, 30, 40, 50, 60度 *一部除外あり |
| 7) 観測距離 | 20m |
| 8) 観察時間 | 約2秒 |
| 9) 観察条件 | 明るい戸外
垂直面照度0.1[lx]以下の夜間 (番号灯点灯時) |

- 10) 評価（5段階）「左が見やすい」、「左がやや見やすい」、「同等」、
「右がやや見やすい」、「右が見やすい」

【実験手順】

- 1) 大型貨物車模擬装置に2つのナンバープレートを装着する。
- 2) 左側のナンバープレートの設置角度および設置位置を実験条件に合うように設置する。
- 3) 被験者は所定の椅子に座り、大型貨物車模擬装置全体を観察する。
- 4) 実験者の合図と共に、左側の遮蔽物が取り除かれ、被験者は大型貨物車模擬装置に設置された2つのナンバープレートを観察し、左右どちらが見やすいかを5段階で評価する。評価結果は、手元の評価用紙に記入する。
- 5) 約2秒後、左側のナンバープレートが遮蔽物によって再び遮蔽される。
- 6) 左側のナンバープレートを実験条件に合うように再設置し、上記試験を繰り返す。

【結果】

評価結果の一例を図1に示す。これは、大型車用の営業用ナンバープレートを日中屋外で評価した結果である。左のパネルは設置位置を大型貨物車模擬装置の後面から100mm、右のパネルは300mmの位置にそれぞれ設置した場合の結果である。横軸は、ナンバープレートの設置角度、縦軸は評価の割合を示している。凡例中の「右」は、右側に設置したナンバープレートに該当し、「左」は実験条件に合わせて設置角度と位置を変えたナンバープレートに該当する。これより、設置角度が大きくなるほど、右の設置角度0度、後面からの距離0mmに設置したナンバープレートを「見やすい」と評価する被験者の割合が増加することが分かる。

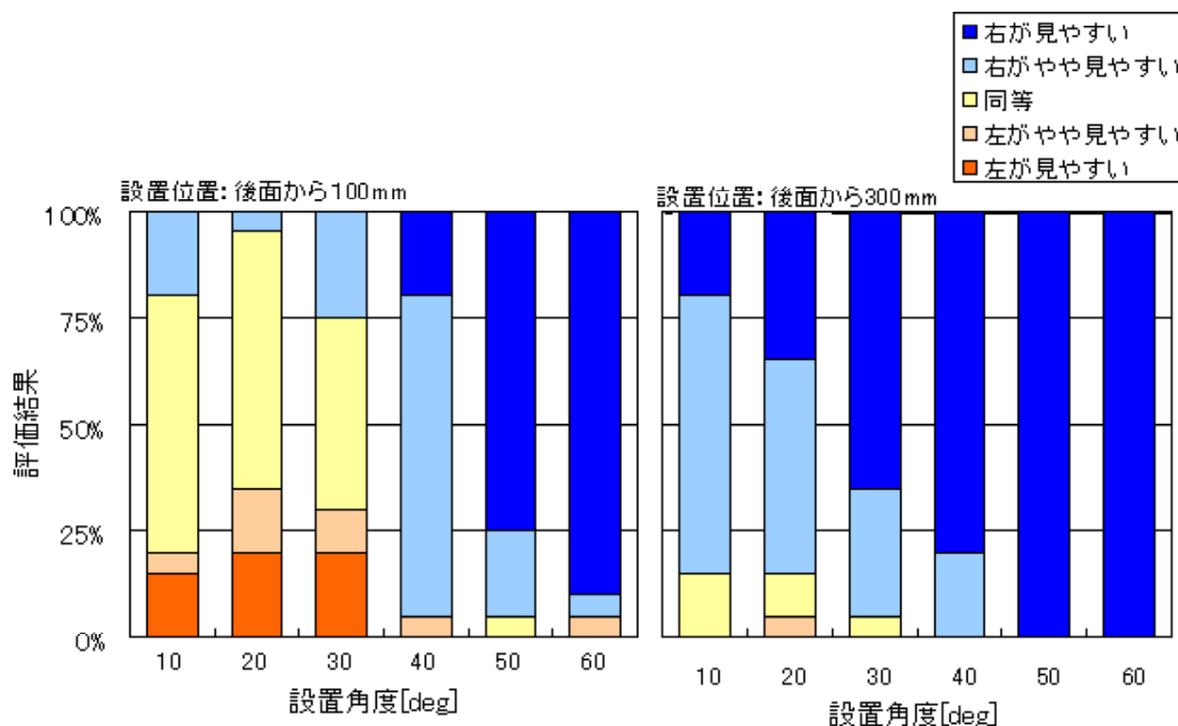


図1 大型ナンバープレートの見やすさ評価（営業用、昼）

実験条件の違いによる評価結果を比較するため、図1のように得られた各条件の結果を、重み付け平均して解析した。その結果を図2に示す。図2は、日中屋外における評価結果で、上のパネルが大型車、下のパネルが中型車の営業用ナンバープレートである。横軸は設置角度、縦軸は全被験者の評価の重み付け平均値である。シンボルの違いは、大型貨物車模擬装置の後面からの設置位置の違いを表している。

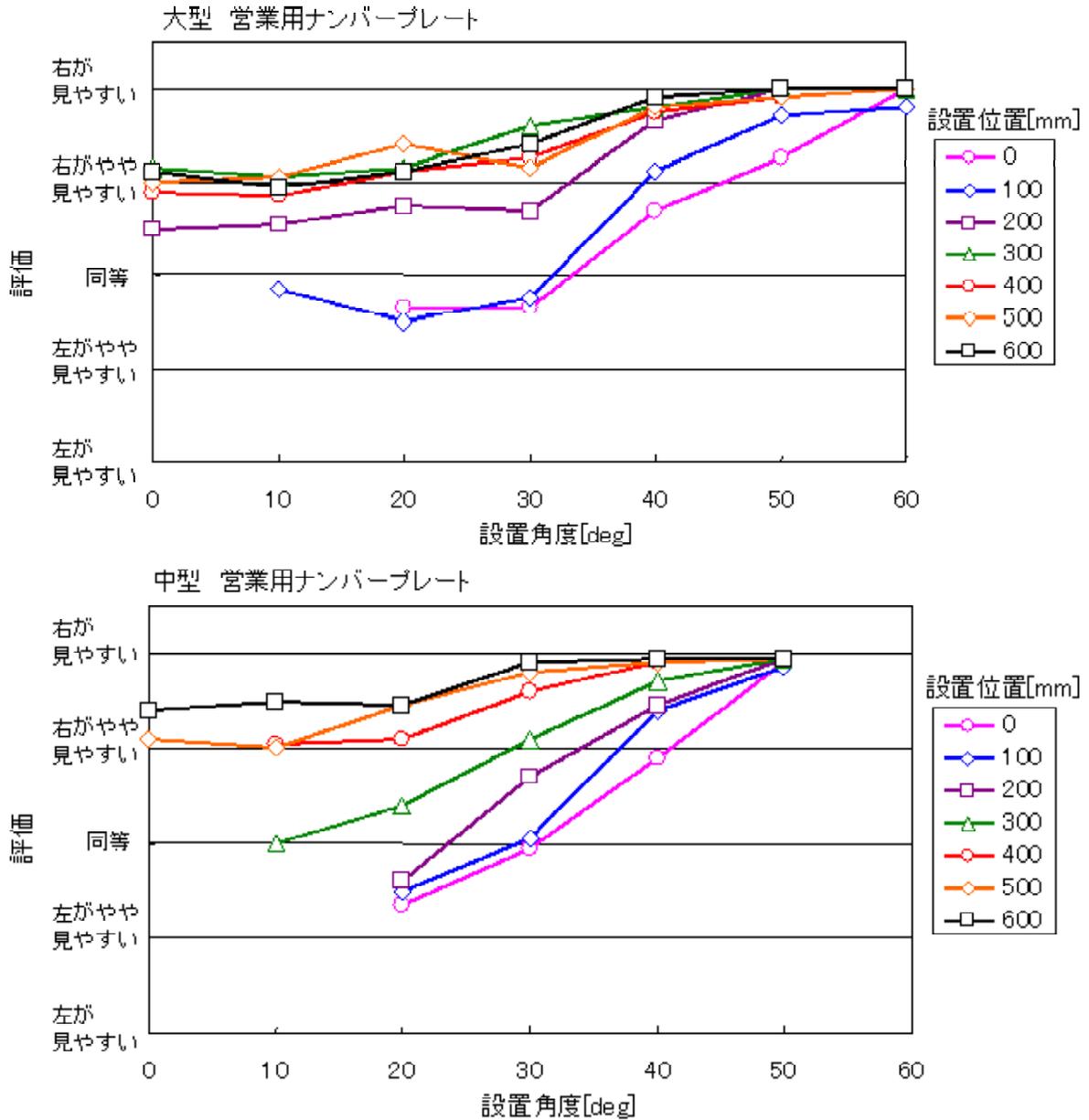


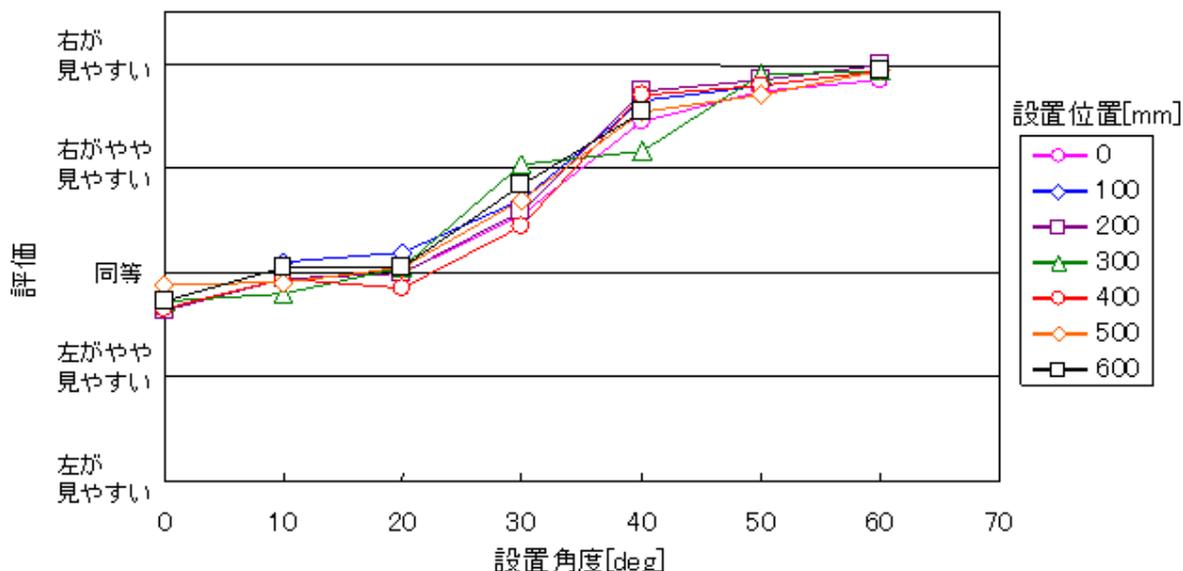
図2 ナンバープレートの見やすさ評価の重み付け平均値（日中）

図2より、ナンバープレートが大型貨物車模擬装置の後面（0 mm）に取り付けられていれば（○印で示しているもの）、設置角度が30度であっても、見やすさは設置角度が0度の場合（右のプレート）と「同等」と評価されることが分かった。しかし、設置角度が30度であっても、設置位置が大きくなるほど（大型貨物車模擬装置の後面から手前にいく程）見にくくなり、設置位置が200 mmを超えると、「右（設置角度0度、後面からの距離0 mm）がやや見やすい」と評価されることが分かった。

図3には、夜間を想定し、番号灯を点灯して屋内で実施した実験結果を示す。図の形式は図2と同様である。夜間の評価結果は、ナンバープレートの設置位置に依存せず、設置角度にのみ依存する傾向がみられた。設置角度が30度を超えると「右（設置角度0度、後面からの距離0mm）がやや見やすい」と評価されることが分かった。

注) 中型ナンバープレートの夜間の実験は検討委員を被験者として行った。

大型 営業用ナンバープレート



中型 営業用ナンバープレート

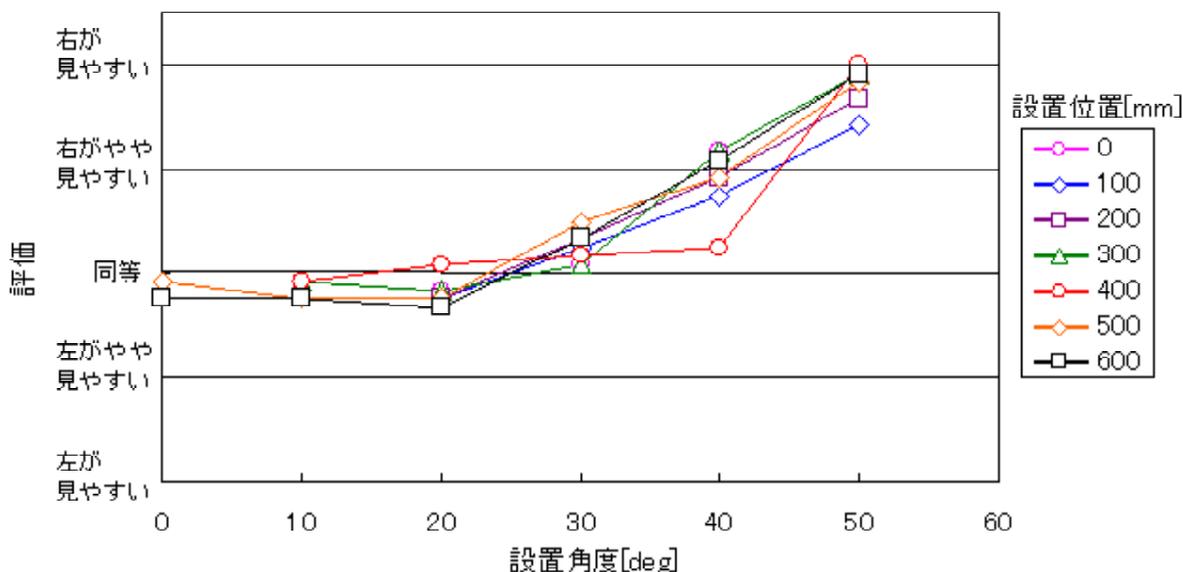


図3 ナンバープレートの見やすさ評価の重み付け平均値（夜間）

【まとめ】

本実験より、ナンバープレートの見やすさは設置位置は200～300mm、設置角度は30～40度の間で、設置角度0度（垂直）、後面からの距離0mmに設置されたナンバープレートの見やすさより、大きく低下することが分かった。

5. 大型貨物自動車後部のナンバープレート取付位置基準案の検討

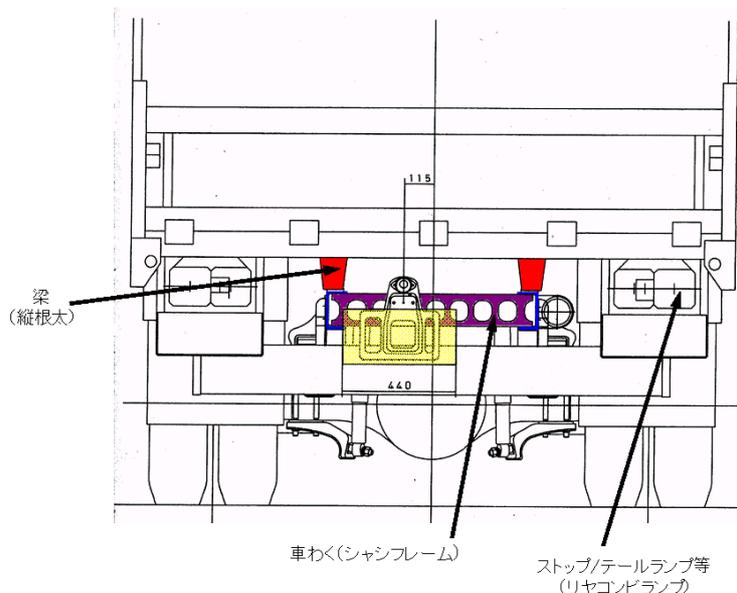
① 視認性試験結果のポイント

- ・ ナンバーの取付角度について、特に夜間の視認性について上向き30度を超えると、見やすさに有意な差が見られる。
- ・ ナンバーの車両後端から取付位置（板面中心）までの距離（奥行き）は、特に昼間の視認性において200mmを超えると見やすさに有意な差が見られる。

② 視認性試験結果に対する補足意見

（（社）日本自動車工業会及び（社）日本自動車車体工業会）

- ・ 取付角度について
測定時の車体の傾きの誤差も考慮して、+5度程度の猶予をもたせるべき。
- ・ 奥行きについて
車両後端から200mmまでの位置に後部フックが取り付けられており、これと干渉することから200mmは現実的ではない。
車わく間にであれば、ストップ/テールランプ（リアコンビランプ）等の視認性を妨げる装置がない。（リアコンビランプ等の取付けについては、全幅から内側に400mm以内にする基準があり、車わく間の位置に取付けることがない。）
一般的に荷台の構造は、剛性を確保するため、床面下部に梁（縦根太等）を配しており、荷台を架装した場合には、車わく（シャシフレーム）の上面と荷台床面下部には、梁（縦根太等）の高さ分の間隙ができるので視認性が確保できる。
車わく間であれば、車わく、リアバンパにより、番号標が制限なく前方に取付けられることはない（下図参照）。



上記①及び②を踏まえ、次のとおり取付位置基準案を作成した。

大型貨物自動車後部のナンバープレート取付位置基準案

大型貨物自動車（道路運送車両の保安基準第18条の2第3項に規定する自動車であって、車両総重量7トン以上に限る。）の後面の自動車登録番号標（以下「番号標」という。）の取付けについては、道路運送車両法第19条第1項、道路運送車両法施行規則第7条第1項によるほか、下記の基準を満たすものとする。

1. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付角度は上向き35度以内、1.2mを超える番号標の取付角度は下向き15度以内であること。
2. 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付位置は、番号標の板面の中心が車両後面より300mm以内であること。
但し、番号標を後面車わく間の位置に取付ける場合は除く。
3. 荷台と突入防止装置の間隙に番号標を取付け場合であって、その間隙の高さが220mm以下（中型標板を交付する自動車にあつては165mm以下）の自動車については、番号標の板面の中心が突入防止装置の後端より前方にならないこと。

（車載車、可動荷台を有する自動車など、この基準によりがたい自動車は適用除外を設ける。）

（参考）

◎道路運送車両の保安基準

第十八条の二

- 3 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあつては、この限りでない。

◎車両総重量7トン以上

最大積載量4トンの低床トラック（中型標板使用）が該当する。

【資料4（次頁）参照】

◎道路運送車両法

(自動車登録番号標等の表示の義務)

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

◎道路運送車両法施行規則

(自動車登録番号標の取付け位置)

第七 法第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第五項並びに法第二十条第四項の規定による自動車登録番号標の取付けは、自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に行うものとする。ただし、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

6. 取付位置基準の対象となる大型貨物自動車の例(資料4)



6 いすゞ フォワード/ISUZU FORWARD
GW8トン 154kw (210PS) インタークーラーターボ
GW8ton, 154kw (210PS), Intercooler Turbo

最大積載量 : 4250kg
車両総重量 : 7965kg



3 いすゞ フォワード/ISUZU FORWARD
Fカーゴ ドライバン 標準仕様 (GW8トン) 154kw (210PS) インタークーラーターボ
F-Cargo, Dry Van, Standard Style (GW8ton), 154kw (210PS), Intercooler Turbo

最大積載量 : 3600kg
車両総重量 : 7990kg



4 いすゞ フォワード/ISUZU FORWARD
Fカーゴ ドライバン 標準仕様 (GW11トン) 154kw (210PS) インタークーラーターボ
F-Cargo, Dry Van, Standard Style (GW11ton), 154kw (210PS), Intercooler Turbo

最大積載量 : 6200kg
車両総重量 : 10980kg



4 いすゞ ギガ/ISUZU GIGA
GカーゴCYJ(8X4) 279kw (380PS) インタークーラーターボ 4バグエアサス
G-Cargo CYJ(8X4), 279kw (380PS), Intercooler Turbo, 4bag Air-suspension

最大積載量 : 14100kg
車両総重量 : 24945kg

対象外(車両総重量7t未満)



1 いすゞ エルフ/ISUZU ELF
ワイドキャブ ロングボディフルフラットロー
Wide Cab, Long Body, Full Flat Low

最大積載量 : 2000kg
車両総重量 : 4785kg

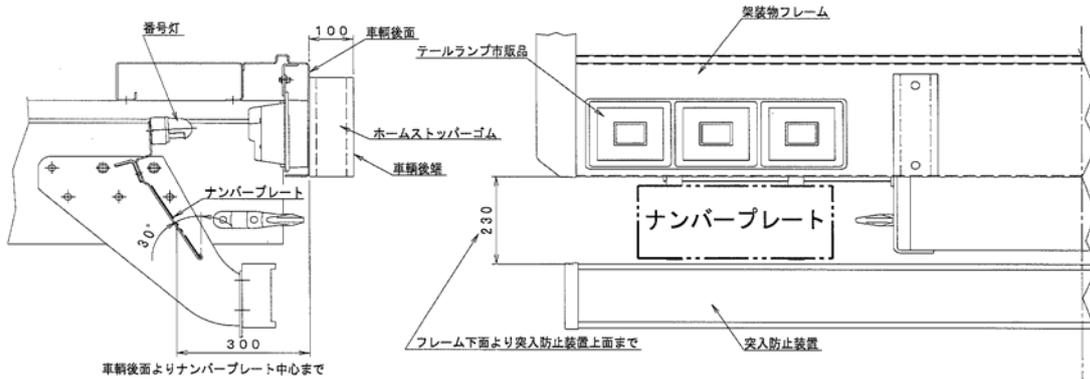


3 いすゞ エルフ/ISUZU ELF
Eカーゴ ハイキャブ ロングボディフルフラットロー
E-Cargo High Cab, Long Body, Full Flat Low

最大積載量 : 2000kg
車両総重量 : 4990kg

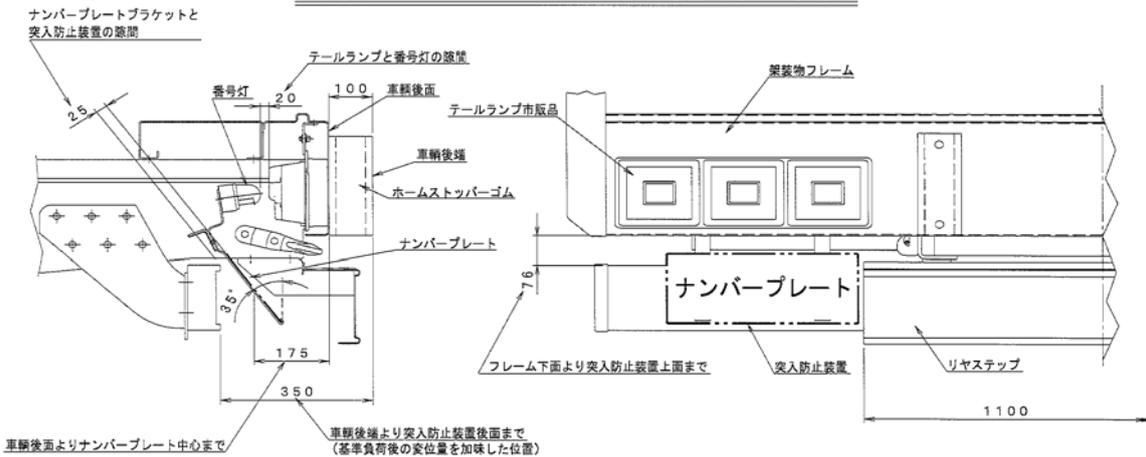
7. 後部ナンバープレートの取付基準の検証（後部ナンバープレートを荷台と突入防止装置の間隙に取り付けられる場合・取り付けられない場合のイメージ）

後部ナンバープレートの取付基準の検証



※荷台と突入防止装置との間にナンバープレートを取り付ける場合のイメージ図

後部ナンバープレートの取付基準の検証



※荷台と突入防止装置との間が狭く、突入防止装置より後部にナンバープレートを取り付ける場合のイメージ図

8. 取付位置基準案に係るパブリックコメントの募集について

視認性試験の結果及び車両構造の実態を考慮して作成した基準案について、国民の意見を聞くこととし、国土交通省において、平成21年7月10日～同年8月8日を期間とし、以下のとおりパブリックコメントを募集した。

「大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準策定に関するパブリックコメントの募集」

①. 背景及び検討会における基準案の策定

大型貨物自動車は、ユーザーの使用形態によって必要とする荷台が異なることから、自動車メーカーは荷台を装着せずに出荷し、架装メーカーによって、平ボディと呼ばれる通常の荷台やアルミボディ、冷蔵ボディなどが架装され、その後にナンバープレートが取り付けられることとなります。

後部のナンバープレートを取り付けるための取付ステーそのものは、自動車メーカーによってフレーム後部に取り付けられますが、特に低床で、後部に追突車のもぐり込みを防止する突入防止装置の装着が義務づけられている大型貨物自動車は、取付ステーの十分な取り付けスペースが確保できないなかで、荷台と突入防止装置との間にナンバープレートが押し込まれるように取り付けられているものが見受けられます。

これらの大型貨物自動車について、後部からナンバープレートの表示内容が十分確認できないとの意見、苦情が国民から国土交通省に寄せられていました。

このため、国土交通省では、平成20年2月に有識者による「ナンバープレート表示の視認性の確保等に関する検討会」を設置し、大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置について検討を行って参りましたが、検討会としての基準案がまとまりました（3月に行われた第4回検討会で示された基準案を一部修正）。

②. 大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置の基準案

大型貨物自動車の後部ナンバープレート取付位置に係る基準案を次のとおりとし、検討を行いました。

(案)

大型貨物自動車（道路運送車両の保安基準第18条の2第3項に規定する自動車であつて、車両総重量7トン以上に限る。）の後面の自動車登録番号標（以下「番号標」という。）の取付けについては、道路運送車両法第19条第1項、道路運送車両法施行規則第7条第1項によるほか、下記の基準を満たすものとする。

- i 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付角度は上向き35度以内、1.2mを超える番号標の取付角度は下向き15度以内であること。
- ii 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付位置は、番号標の板面の中心が車両後面より300mm以内であること。

但し、番号票を後面車わく間の位置に取付ける場合は除く。

- iii 荷台と突入防止装置の間隙に番号標を取付ける場合であって、その間隙の高さが200mm以下（中型標板を交付する自動車にあっては165mm以下）の自動車については、番号標の板面の中心が突入防止装置の後端より前方にならないこと。

なお、車載車、可動荷台を有する自動車など、この基準によりがたい自動車は適用除外を設けることとする。

③. 「ナンバープレートの表示の視認性の確保等に関する検討会」における検討の経緯

- 今般の基準が、全ての貨物自動車を対象にしようとするものではなく、あくまでも、特に低床の大型貨物自動車で、荷台と突入防止装置との間にナンバープレートが押し込まれるように取り付けられ、ナンバープレートが見えにくくなる状態が発生しないようにするためのものであることを明確にした。

- 基準 i について

乗用自動車の運転者の目線の高さを地上から1.2mとし、それより目線が下になると見えにくくなるものと捉え、20m後方からの視認性を試験した結果、特に夜間の視認性について上向き30度と40度の間に見やすさに有意な差が見られたことから、取付におけるバラツキ分を加味して35度としたもの。

- 基準 ii について

乗用自動車の運転者の目線の高さを地上から1.2mとし、それより目線が下になると見えにくくなるものと捉え、20m後方からの視認性を試験した結果、車両後面から取付位置（板面中心）までの距離（奥行き）は、特に昼間の視認性において200mmを超えると見やすさに有意な差が見られたが、車両構造の実態上は奥行き200mm以内に取付位置を設定することが困難であることを考慮して300mm以内としたもの。

なお、車わくの幅内にナンバープレートを取り付ける場合は、奥行き300mmを超えても、際限なく奥に取り付けられる事はなく、元々一定の視認性が確保されているものと認められるため、除外するもの。

- 基準 iii について

荷台と突入防止装置の間にナンバープレートを取付ける場合で、その間がナンバープレートの幅より狭くなっている場合は、ナンバープレートが車体の前方に入って見えにくくならないように、突入防止装置との関係を示したもの。

なお、特殊な装置を有する一部の貨物自動車で、元々 i、ii 及び iii の基準を満たすことができないものについては、本基準の適用を除外することとする。

- 本基準の適用については、ナンバープレートが見えにくいことによって、国民の生命、身体等に直接、重大な影響を与えているものではないことから、遡及適用はしない。

④. 取付位置の基準の実施方法（予定）

- ・ 上記②の基準を告示により定める予定です。
- ・ 新たに製作される大型貨物自動車の後部ナンバープレートの取り付け位置の基準とな

ります。

- ・この取り付け位置の基準に適合せずに運行の用に供する場合は、道路運送車両法第19条違反となり、罰則が適用されます。

⑤. スケジュール（予定）

平成21年の可能な限り早い時期に施行を予定しております。

<参考条文> 省略

9. パブリックコメントの募集結果について（集計結果）

①. 大型貨物自動車後部のナンバープレートの取付位置の基準を設けることの賛否

	基準の設定に賛成	基準の設定には反対	計
意見数	45	3	48
割合	94%	6%	100%

②. 主な意見について

- ・ 砂や泥でナンバープレートを汚して見づらくしている車両も取り締まってほしい。
 8
 - ・ 既存の大型貨物自動車にも適用（遡及適用）するべき。 5
 - ・ 大型貨物自動車の後部ナンバープレートをさらに大型化するべき。 4
 - ・ 適用除外車両を設ける必要性はないのではないかと。 2
 - ・ その他 17
- （複数回答を含む）

10. パブリックコメントの募集結果について（主な意見に対する考え方）

① 今回の基準は既存の大型貨物自動車にも適用（遡及適用）するべきでは。

【考え方】

ナンバープレートを見やすいように表示しなければならないことは現行法でも義務づけています。今回の措置は、大型貨物自動車の後部ナンバープレート取り付けについて、その基準をできるだけ明確にしようとするものですが、基準の範囲内に収まるようにするためには、自動車の設計段階からこれを考慮する必要があることから、今回の基準は、新たに製作される大型貨物自動車に適用されるべきものと考えます。

② ナンバープレート取付位置の基準を策定するだけでなく、泥や砂でナンバープレートを汚して見えにくくしている車両も取り締まってほしい。

【考え方】

ナンバープレートの表示義務について、道路運送車両法第19条（以下「法」という。）

では、ナンバープレート及びこれに記載された番号が見やすいように表示しなければならないと定められており、具体的な表示方法として、法施行規則第8条の2により、運行中、ナンバープレートの番号が判読できるように、確実に取り付けるようにすることとなっております。

このため、道路を運行中にナンバープレートを判読できないように取り付ける行為は、現行においても違法行為となります。

③ 大型貨物自動車のナンバープレートをもっと大型化にするべきでは。

【考え方】

今般の措置は、特に低床の大型貨物自動車は突入防止装置との関係等により、ナンバープレートの取付スペースが十分に取れない事情から、バンパー等の陰に隠れる等見えにくいところに取り付けられているナンバープレートの実情を改善しようとするものです。ナンバープレートそのものの大型化については、取付位置の検討等を含め、今後の課題であると考えます。

④ 適用除外を設けず、全車種にこの基準を適用するべきではないか。

【考え方】

車両運搬車、可動荷台を有する自動車などのうち、車両の構造上、物理的に本基準を満たすことができないものについては、やむを得ないものと考えますが、当然のことながらナンバープレートは見やすい位置に取り付けることが前提となっているため、視認性の確保が図られるよう、継続して指導していきたいと考えています。

11. 結 論

当検討会は、大型貨物自動車の後部ナンバープレート表示が見えにくいとの国民の意見を受けて、その取付位置や表示のあり方について検討を行った。

道路運送車両法第19条では、「ナンバープレートやその番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない」とされていることから、大型貨物自動車後部のナンバープレートの取付方の違いから視認性に与える影響の度合いについて、客観的な評価を行うための試験を実施した。

具体的には、大型貨物自動車の後面を模擬した装置の右側には、最後面に垂直にナンバープレートを取付け、左側に設置したナンバープレートの取付角度及び位置（奥行き）を変えて、20m後方の地上から1.2mの高さ（乗用車の運転者の目線を想定）から左右のナンバープレートの見やすさを評価する視認性試験を実施した。

その結果、ナンバープレートの取付角度については上向き30度と40度の間に、取付位置（奥行き）については200mmを超えた場合に、見やすさに有意な差が見られた。

これらの試験結果を踏まえ、大型貨物自動車の構造上の実態等を考慮しつつ、視認性が確保できる現実的な取付条件を以下のとおり整理した。

- ・ 自動車登録番号標の全てを見通すことができるように取り付けられていること。
- ・ 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付角度は上向き35度以内、1.2mを超える番号標の取付角度は下向き15度以内であること。
- ・ 番号標上端の地上高が1.2m以下である番号標の取付位置は、番号標の板面の中心が車両後面より300mm以内であること。

但し、番号標を後面車わく間の位置に取付ける場合は除く。

- ・ 荷台と突入防止装置の間隙に番号標を取付ける場合であって、その間隙の高さが220mm以下（中型標板を交付する自動車にあっては165mm以下）の自動車については、番号標の板面の中心が突入防止装置の後端より前方にならないこと。
- ・ このような基準に収まるようにナンバープレートを取り付けるためには、自動車の設計段階から考慮する必要があること、使用過程車に適用する場合には大きな費用負担が生じることから、告示の適用は、新たに製作される大型貨物自動車を対象とすることはやむを得ないが、使用過程車であっても、明らかに視認性が妨げられた形でナンバープレートを取り付け、走行する行為は法律違反であり、この点、周知に努める必要がある。
- ・ なお、車載台、可動荷台を有する自動車など、これらの基準によりがたい自動車については、その種類を明確に限定した上で適用除外とする。

以上の基準案は、国土交通省が実施したパブリックコメントの募集結果においても、賛成が多数であったことから、本検討会としては、大型貨物自動車後部のナンバープレートの取付については、これらの条件を満たすことが適当との結論に至ったものである。

なお、基準の実施においては、所用の周知期間を設けることが望ましい。